ることとなっています。

樹木採取区の名称、所在地及び面積、樹木採取権の存続期間並びに権利設定料の額については、公募において示したものになります。公募の時点から樹木採取権設定の日までの間に、自然災害等やむを得ない事由により、樹木を採取することができなくなった箇所が生じた場合、権利設定料の額を再算定します(詳細は「第7章 権利設定料」を参照)。

なお、樹木採取権の存続期間については、樹木採取権の開始日及び終了日を記載することとし、樹木採取権の設定の日を開始日として、公募において示した存続期間の末日を終了日とします。

また、法第8条の 13 第1項の事業を開始しなければならない期間については、樹木採取権の設定の際には、樹木採取権の設定の日から1年間、実施契約が満了した際には、実施契約の満了の日から1年間(ただし、樹木採取権の一般承継がなされた場合において、法第8条の 18 第2項の基準に適合しないと認められたときは除く。)とする旨を明らかにします。

(6) 選定結果の公表について

森林管理局長は、樹木採取権の設定を行ったときは、

- ① 樹木採取権者は、国有林野の一定区域である樹木採取区において、長期間にわたり 樹木の採取を行うことから、当該樹木採取区の所在する地域の関係者に、どのような 者が樹木採取権者となったかを明らかにする必要があること
- ② 選定のプロセスの透明性を確保する必要があることに鑑み、選定結果の公表を行います。

選定結果の公表は、樹木採取権の設定の通知の発出と同時に行い、樹木採取権者として選定された者について、その氏名又は名称及び評価(評価項目ごとの点数及びその合計)を、それ以外の者は匿名で欠格事由及び審査基準への適合の是非並びに評価を明らかにします。なお、森林管理局長は、公募の際に、選定結果を公表することに同意する誓約書を提出するべき旨を示します。

第7章 権利設定料

(1) 法の規定

(樹木採取権の設定)

第八条の五 (略)

- 2 (略)
- 3 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者(以下「樹木 採取権者」という。)から権利設定料を徴収するものとする。

(公募)

- 第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水 産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取 権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。
 - 一•二 (略)
 - 三 権利設定料の額

四~七 (略)

(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)

第八条の十二 (略)

- 2 · 3 (略)
- 4 農林水産大臣は、第一項の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。
- 5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。

(樹木採取権の取消し等)

- 第八条の二十二 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると きは、樹木採取権を取り消すことができる。
 - 一•二 (略)
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により、抵当権の設定が登録されている樹木採取権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。
- 3 樹木採取区が国の所有に属しなくなつたときは、樹木採取権は消滅する。

(2) 政令の規定

(権利設定料の納付方法)

第七条 権利設定料は、法第八条の十二第一項の設定の日から三十日以内に納付するものとする。

(権利設定料の返還)

- 第八条 国は、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合においては、既に納付された権利設定料の額に当該事由の発生により樹木を採取することができなくなった樹木採取区の面積が法第八条の十二第一項の設定の時点における樹木採取区の面積に占める割合を乗じて得た額を樹木採取権者に返還するものとする。
 - 一 法第八条の二十二第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により樹木採

取権が取り消されたとき。

- 二 法第八条の二十二第三項の規定により樹木採取権が消滅したとき(国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)。
- 三 災害その他やむを得ない事由により樹木採取権を設定した目的を達することができなくなった場合において当該樹木採取権が放棄されたとき。

(3) 省令の規定

(設定の申請をするために必要な事項)

第二十八条の五 法第八条の七第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

 $-\sim$ 三 (略)

四 権利設定料の算定方法

五~七 (略)

(4)権利設定料の基本的性質について

樹木採取権者は、国民共有の財産である国有林野に生育する樹木を長期安定的に独占して採取することにより、一般的な民間事業者に比べ、効率的かつ安定的な事業の 実施が可能となることから、その事業利益が増加することとなります。

このため、公平性及び公正性の観点から、樹木採取権を得ることの対価として、国が、樹木採取権設定時に樹木採取権者からその事業利益の増加分の一部を、権利設定料として徴収することになります。

権利設定料の額は、どのような民間事業者であっても共通して低減されると見込まれるコストに見合うものとして、国が一律に定め、(5)のとおり機械的に算定されます。

なお、機械の稼働率向上、効率的な路網配置等の経営努力、施業方法等によって、 民間事業者間で施業コストの低減度合いに差が出る部分については、公募の際に各民 間事業者が提示する樹木料の申請額の高低に反映されることになります。

(5)権利設定料の額の算定について

ア 基本的な考え方について

権利設定料は、どのような民間事業者であっても共通して低減されると見込まれるコストに見合うものとして、既存の立木の買入において入札等の都度必要であった現地確認、入札等への参加、契約書等の作成等の事務的な手間、費用等に係る人件費等の低減相当分を勘案するほか、樹木採取区の面積が増加するほど、上記の費用低減の度合いも増加することを踏まえ、国により機械的に算定されます。

イ 具体的な算定方法について

権利設定料の具体的な算定方法は以下の計算式によるものとし、権利設定料の最低額は1万円とします。また、計算式の要素は以下の(ア)から(エ)によるものとし、それぞれの樹木採取区における権利設定料については採取可能面積、複層伐、択伐にあっては樹木採取区ごとの伐採方法別の伐採率及び森林管理局ごとの立木販売のha当

たりの平均材積の値(皆伐、間伐別)を反映したものとします。

従業員給与手当相当額の計算に使用する、工事原価に対する従業員給与手当相当額の割合については、面積が大きくなるほど低減するため、図5のとおり採取可能面積が大きくなるほど立木のシステム販売協定の平均協定面積と比較した際の差が大きくなり、権利設定料は増加することになります。

権利設定料 =
$$(A_2 - A_1) \times f_1 \times f_2$$

= $\{(B \times C_2 \times D_2) - (B \times C_1 \times D_1)\} \times f_1 \times f_2$

 $A_1: S_1$ を1つの事業として実施した場合の従業員給与手当相当額・・・(ア)

 $A_2: S_2$ を 1 つの事業として S_1 の面積だけ事業を実施した場合の従業員給与手当相 当額・・・(ア)

S₁: 当該樹木採取区の採取可能面積・・・(イ)

S₂: 立木のシステム販売協定の平均協定面積のうち伐採可能な面積(協定面積に 0.9を乗じたもの)・・・(イ)

B: S₁の面積の工事原価・・・ (ア)

C₁: S₁の面積の工事原価の一般管理費等率・・・(ア)

 $C_2: S_2$ の面積の工事原価の一般管理費等率・・・(ア)

D₁, D₂:規模に応じた一般管理費等に占める従業員給与手当の割合・・・(ア)

f₁: 伐採率等に応じた補正係数・・・(ウ)

f₂:樹木採取区が所在する森林管理局ごとの補正係数・・・(エ)

※ (ア)から(エ)は、各略字の要素が説明されている箇所として以下の (ア)から(エ)に対応。

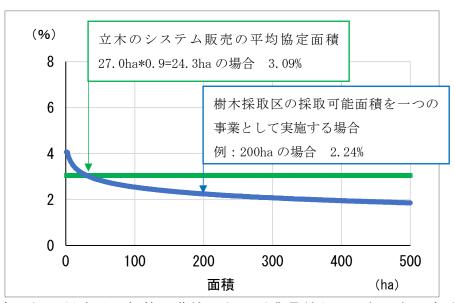


図5:工事原価に対する一般管理費等のうち従業員給与手当相当額の割合の比較

(ア)従業員給与手当相当額は、国土交通省の調査*1による一般管理費等に占める従業員給与手当の割合(200~300haの規模が該当する工事原価10億円以下の場合は17.0%)を、工事原価が大きくなるほど一般管理費等率が低減する森林環境保全整備事業設計積算要領(平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知)に

おける一般管理費等率積算式を用いて算定された一般管理費等の額に乗じて算定されます。

工事原 <i>体(</i> 四)	500万円以下	500万円超~30億円以下	30億円超	
工事原価(円)	(%)	(%)		
一般管理費等率(%)	23. 86	(下記算定式より算出)	7. 84	

表フ:工事原価と一般管理費等率との関係

- 一般管理費等率(%) = -5.48972 × log(工事原価*2) + 59.4977
 - ※1 国土交通省「平成15年基準 公共建築工事積算基準の解説 建設工事編」 P63表Ⅲ-12
 - ※2 工事原価(単位:円) =ha当たり素材生産費^{※3}×面積^{※4}
 - ※3 素材生産費等調査(林野庁業務資料)の素材生産費(運材費を含まない。 皆伐の場合の全国平均1.984千円/haを用いて算定
 - ※4 (イ)①の場合は立木のシステム販売協定の平均協定面積のうち伐採可能 な面積(協定面積に0.9を乗じたもの)、(イ)②の場合は採取可能面積
- (イ)権利設定料の額となる人件費等の具体的な低減額は、以下の①と②の従業員給 与手当等相当額の差として算定されます。
 - ① 立木のシステム販売協定における協定面積の平均*を一つの事業として、樹木 採取区の採取可能面積と同面積となるまで、複数回実施する場合
 - ※ H27-H29年度の皆伐の協定面積の平均27.0ha
 - ② 樹木採取区の採取可能面積を一つの事業として実施する場合 なお、①において、立木のシステム販売協定を比較の対象として用いているの は、立木のシステム販売協定では価格の競争に加え企画提案書の作成、木材加工 事業者等との協定締結、毎年度の国との売買契約及びその手続、毎年度の結果報 告(提案した内容の実施状況、販売先、販売量等)等の樹木採取権制度と類似の 手続が必要となるためです。
- (ウ) 複層伐及び択伐指定の林地にあってはそれぞれの伐採率により権利設定料の額を補正します。
- (エ) 地域によって伐採する林地の面積当たりの材積が異なり、樹木採取区の面積当たりから得られる利益にも差が生じるため、公平性の確保の観点から、立木販売実績における皆伐のha当たり平均材積についての全国と各森林管理局の比によって権利設定料の額を補正します。なお、間伐指定の林地にあっては、当該森林管理局における立木販売の間伐のha当たり伐採量の実績と全国の立木販売実績の皆伐のha当たり伐採量との比で補正します。

(6)権利設定料の再算定について

公募の時点から樹木採取権の設定の日までの間に、自然災害等やむを得ない事由により、樹木を採取することができなくなった箇所が生じた場合、採取可能面積から当

該箇所の面積を減じて、権利設定料の額を再算定します。

(7)権利設定料の納付について

歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)第18条第1項において、「歳入徴収官は、・・納入の告知をする場合の納付期限については、法令その他の定めがある場合を除く外、調査決定の日から20日以内において適宜の納付期限を定めることとする。」とされています。一方で、権利設定料の額は、樹木採取区の面積に応じて算定されるものであり、大面積の樹木採取区における樹木採取権の設定を受けた樹木採取権者は、自己資金のみならず融資を受けて権利設定料の納付を行うことも想定されることから、権利設定料の納付期限については、国有林野の管理経営に関する法律施行令(昭和29年政令第121号。以下「令」という。)第7条において、樹木採取権の設定の日から30日以内に納付しなければならないこととされています。

(8)権利設定料の返還の考え方について

ア 返還する場合について

権利設定料は、(4)のとおり公平性及び公正性の観点から樹木採取権を設定されることの対価として徴収されるもののため、取消し等によって樹木採取権の完全な行使ができなくなった場合であっても、原則として納付済みの権利設定料は返還されません。

しかしながら、樹木採取権の完全な行使ができなくなった原因が樹木採取権者にない場合においては、衡平の観点から、権利設定料の一部を返還することが適当と考えられるため、令第8条の規定に基づき返還が行われることとなります。

具体的には、以下の(ア)から(ウ)の場合に権利設定料の返還が行われることとなります。なお、権利設定料の返還は、その手続に1年以上を要する場合もあります。

- (ア) 令第8条第1号については、樹木採取区をダム、道路の施設用地等の公共の用に供するなど、公益上やむを得ない必要が生じたことによる樹木採取権の取消し(法第8条の22第1項第2号)があった場合について規定しています。
- (イ) 令第8条第2号については、樹木採取区を国有林野の慣行利用がある者等に売り払うといった、国の責めに帰すべき事由によって樹木採取区が国有財産でなくなったことによる樹木採取権の消滅(法第8条の22第3項)が生じた場合について規定しています。
- (ウ) 令第8条第3号については、災害その他やむを得ない事由により樹木採取権を 設定した目的を達することができなくなった場合において当該樹木採取権が放棄 された場合について規定しています。

災害その他やむを得ない事由としては、災害のほか、戦争、テロ、暴動、事故、更には現時点では予想しがたい不可抗力などが考えられます。これらによって、樹木採取区の樹木が滅失した場合、樹木採取区内の林道、樹木採取区に通じる国道等が大規模に崩壊し樹木採取権の存続期間内に樹木採取区への立入りが困難となった場合等は、樹木採取区において樹木の採取を行うことが事実上不可能

となります。

このような場合、当該区域に係る樹木採取権について、その設定を受けた際に 期待した事業を実施することができないやむを得ない事由があったものとして、 樹木採取権者がこれを放棄することも想定されます。

樹木採取権の放棄については、本来的には樹木採取権者の任意によって行われるものであり、(ア)及び(イ)に当たるものではありませんが、上記の場合については、

- ① その放棄の原因について樹木採取権者に帰責性がないこと
- ② 国に帰責性がないため、これに対して損失補償を行うことはできないことから、樹木採取権の完全な行使ができることを前提として納付された権利設定料の返還を行わなければ、樹木採取権者にとって著しく不利益が生じる事態となるため、衡平の観点から権利設定料の返還を行うこととされています。

イ 返還額の算定について

権利設定料の返還額については、令第8条柱書きのとおり、アの(ア)から(ウ)の事由の発生により樹木を採取することができなくなった区域の面積(以下「採取不可面積」という。)が、当該樹木採取権の設定の時点における樹木採取区の面積に占める割合を、既に納付された権利設定料の額に乗じて算定されます。

返還額 = 既に納付された権利設定料の額

採取不可面積

樹木採取権の設定の時点における樹木採取区の面積

なお、上記の算定式において、分母となる樹木採取区の面積については、

- ① 権利設定料の納付額は、これを納付すべき樹木採取権者に対して樹木採取権が 設定されたときの樹木採取区の面積に応じて計算されるものであること
- ② 権利設定料の返還が複数回にわたって行われることも想定されること
- ③ 権利設定後(権利設定の日を含む。)に、災害の応急対応のための樹木採取権の取消し等が発生する可能性も考えられるため、算定の基礎となる樹木採取区の面積がいつの時点のものか明確化する必要があること

から、樹木採取権の設定の時点のものを使用することとしています。

第8章 保護義務

(1) 法の規定

(準用規定)

第八条の二十四 樹木採取権者については、第十三条の規定を準用する。この場合 において、同条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替えるものとす る。

(保護義務)

- 第十三条 造林者は、分収林について、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - 一 火災の予防及び消防
 - 二 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
 - 三 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止
 - 四 境界標その他の標識の保存

(2) 省令の規定

(準用規定)

- 第二十八条の十七 樹木採取権者については、第十七条及び第三十三条の規定を準用する。この場合において、第十七条中「借受地若しくは使用地」とあり、及び第三十三条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替えるものとする。 (被害発生の届出)
- 第十七条 借受人又は使用者は、その借受地若しくは使用地又はその区域内の国の 所有に属する立木竹その他の地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある 場合は、遅滞なくその旨を森林管理署長に届け出なければならない。

(火災の通知)

第三十三条 造林者は、分収林又はその附近に火災が発生した場合には、遅滞なく 森林管理局又は森林管理署(その支署を含む。)の職員に通知し、かつ、応急の 処置をしなければならない。

(3) 保護義務に関する基本的な考え方について

樹木採取権は、物権とみなされる権利であるため、樹木採取権者は、その権利の目的となる樹木について、他者からの権利侵害に対して妨害予防及び妨害排除を内容とする物権的請求権の行使が可能です。このため、樹木採取権者に対して、樹木採取権に基づく物権的請求権に裏打ちされた保護義務が課されています。

(4) 保護義務に係る代償措置について

法第13条の保護義務は、分収造林において課されているほか、国有林の樹木を契約者が取得できる薪炭共用林野及び普通共有林野の一部(バイオマス共用林野)においても契約で課すことができることとされています。保護義務が課されたことの代償措置として、分収造林の場合、法第14条の保護産物採取を認めているため、保護義務の履行に必要な経費は、分収割合の計算の基となる造林者の負担に係る経費として扱わ

ないこととしています。薪炭共用林野の場合、保護義務が課されたことの代償措置として、薪炭共用林野の使用料を減額又は免除できることとされていますが、これは、薪炭共用林野が、旧来の慣行において国が地元住民に対して薪炭原木の譲与、随意契約による売払い等を行っていた国有林野に限り設定されたものであるためです。このような旧慣行が存在しないバイオマス共用林野については、保護義務が課された場合の代償措置はなく、このため、樹木採取権者に課される保護義務についても、バイオマス共用林野と同様に、その代償措置に関する規定は設けられていません。

(5) 樹木採取権制度における保護義務の内容について

樹木採取権者に課される保護義務は、分収造林の造林者に対するものを準用しています。分収造林の土地及び樹木の保護管理に係る行為は、主として注意力と労力によって達成されるものであり、金銭的負担を要する施設の設置等は含まれていないものと解されています。

従って、樹木採取権者に対する保護義務についても、分収造林と同様に、主として 注意力と労力によって達成されるもので、金銭的負担を要する施設の設置等は含まれ ないものと解されます。

保護義務の内容は、分収造林における法第13条の規定が準用され、以下のアからエとなります。また、保護義務の対象区域は樹木採取区になります。

ア 火災の予防及び消防

樹木採取権者は、樹木採取区又はその附近に火災が発生した場合に直ちに消防署へ通報するとともに、遅滞なく森林管理局又は森林管理署の職員に通知し、また可能な範囲での消火等の応急の処置をしなければならないものとされています(規則第27条の18において準用される規則第33条)。また、火災を予防するため、樹木採取権者は第三者による樹木採取区内における火気類の取扱い等に対して注意喚起等を行うものとされています。樹木採取権者は土地や立木の所有者ではないものの、必要に応じて火気類の投棄を止めること、投棄された火気類を除却すること等を、第三者に対して求めること等の措置を行わなければなりません。

イ 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止

樹木採取権者は、樹木採取区又は樹木採取区内の立木竹その他の地上物件に被害が発生した場合又は被害が発生するおそれのある場合には、遅滞なくその旨を森林管理署の職員に通知しなければならないものとされています(規則第27条の18において準用される規則第17条)。なお、樹木採取権者は、樹木採取区と隣接する国有林野及び民有林野において、第三者が樹木採取区との境界附近で施業をしているなど加害行為の発生が予見される場合又は加害行為の進行を目撃した場合には、加害行為を防ぐために、第三者に行為の停止を求めること等の措置を行わなければなりません。

ウ 有害動物及び有害植物の駆除及びまん延の防止

樹木採取権者は、樹木採取区内の樹木に被害を及ぼすような森林病害虫やニホンジカの被害(防護柵の損傷等を含む。)等を発見した場合には、遅滞なく森林管理署の職員に通知し、注意力と労力の範囲内での局所的な有害動植物の駆除等を施さなければなりません。なお、広域にわたる駆除等については国が中心となって行うものとなり

ます。ただし、その場合においても、森林管理署の職員に対する被害事実の通知等は、樹木採取権者が行うこととなります。

エ 境界標その他の標識の保存

樹木採取権者は、国が設置した樹木採取区の境界標や標識のほか、分収林等との境界標や各種標識(国が設置した山火事防止の啓発標識等)等、その境界上を含む樹木採取区内に存在する全ての境界標や標識類について、それらの設置の目的を損なわないよう、良好な状態において維持されるよう配意するものとし、これらの移動、あるいは毀損を発見したときは、自らが設置したものであれば、ただちに正常な状態に復旧し、国や分収林の契約者等の第三者が設置したものであれば、速やかに森林管理署の職員に通知しなければなりません。

(6) 保護義務に係る国への通知等の方法について

上記の保護義務に係る国への通知等については、その必要が生じた際には第一報と して電話等により直ちに行われるべきものです。

第9章 登録

(1) 法の規定

(登録)

- 第八条の二十 次に掲げる事項は、樹木採取権登録簿に登録する。
 - 一 樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
 - 二 樹木採取権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。
- 3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法(平成五年法律 第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。
- 4 樹木採取権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。
- 5 樹木採取権登録簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(2) 政令及び省令の規定

樹木採取権登録令(令和元年政令第148号。以下「登録令」という。)及び樹木採取権登録令施行規則(令和元年農林水産省令第49号。以下「登録規則」という。)参照。

(3)登録の基本的性質について

法第8条の15において、樹木採取権は、物権とみなし、不動産に関する規定を準用するとされており、法第8条の20第1項において、

- ① 樹木採取権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限
- ② 樹木採取権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限は、樹木採取権登録簿(以下「登録簿」という。)に登録することとされており、同条第2項において、この登録(以下単に「登録」という。)は登記に代わるものとすることとされていることから、①及び②については、登録をしなければ第三者に対抗することができないこととなります(民法第177条)。

(4)登録の手続について

ア 登録の申請について

登録令第12条において、登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができないとされているとおり、登録に当たっては、基本的に当事者の申請が必要となります。なお、登録の事務は、林野庁において行われることから、申請書及び添付書面を送付するときは、同庁宛に送付することとなります。申請の手続については、本ガイドラインのほか、登録令、登録規則及び登録免許税法(昭和42年法律第35号。以下「税法」

という。)以下登録免許税関係法令によります。

(ア) 申請書について

登録を申請する者(以下「申請人」という。)は、登録の申請に必要な事項として登録規則で定める事項を記載した申請書を農林水産大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならないこととされています(登録令第13条)。申請書記載事項については、登録規則第16条等において定められています。代表的な登録における申請書記載事項は、同条第1号から第19号に掲げる事項のほか、以下の表8のとおりです。

表8:代表的な登録における申請書記載事項(登録規則第16条第1号~19号以外)

樹木採取権の設定	申請人が登録令第 35 条各号に掲げる者のいずれである			
の登録	か。			
樹木採取権の移転	なし			
の登録				
抵当権(根抵当権	① 登録令第39条第1項各号に掲げる登録事項			
を除く。)の設定の	② 1又は2以上の樹木採取権を目的とする抵当権の設定			
登録	の登録をした後、同一の債権の担保として他の1又は2			
	以上の樹木採取権を目的とする抵当権の設定の登録を申			
	請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項(当該前			
	の登録に係る共同担保目録がある場合には、当該共同担			
	保目録の記号及び目録番号)			
	i 樹木採取区の所在地及び面積			
	ii 順位事項			
根抵当権の設定の	① 登録令第39条第1項第2号から第5号までに掲げる			
登録	登録事項			
	② 登録令第39条第2項各号に掲げる登録事項			
	③ 民法第398条の16の登録にあっては、同条の登録で			
	ある旨			
	④ 1の樹木採取権を目的とする根抵当権の設定の登録又			
	は2以上の樹木採取権を目的とする根抵当権の設定の登			
	録(民法第 398 条の 16 の登録をしたものに限る。)をし			
	た後、同一の債権の担保として他の1又は2以上の樹木			
	採取権を目的とする根抵当権の設定の登録及び同条の登			
	録を申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項			
	i 樹木採取区の所在地及び面積			
	ii 順位事項			
	iii 共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記			
	号及び目録番号			

(イ)添付書類について

申請書には、登録規則第 19 条に掲げる書類を添付しなければなりません。代表的な登録における添付書類は、同条第 1 号から第 6 号までに掲げる書類のほか、以下の表 9 のとおりです。

表9:代表的な登録における添付書類(登録規則第9条第1号~6号以外)

(日本)の主義に	3317 创你的音频(豆螺烧别为3米为1分~0分以外)
樹木採取権の設定	① 登録令第35条第1項に掲げる者が申請するときは、
の登録	法第8条の12第1項の設定を受けたことを証する書面
	② 樹木採取権の設定を受けた者から法人の合併その他の
	一般承継により樹木採取権を取得した者が申請するとき
	は、法人の合併その他の一般承継による承継を証する書
	面(市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した
	書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあって
	は、これに代わるべき書面)を含むものに限る。)
	③ 登録令第35条第2号に掲げる者が申請するときは、
	樹木採取権を有することが確定判決(確定判決と同一の
	効力を有するものを含む。)によって確認されたことを
	証する書面
	④ 登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官
	その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上
	作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき
	書面)
	⑤ 樹木採取区図
樹木採取権の移転	① 登録原因を証する書面
の登録	② 登録名義人となる者の住所を証する市町村長、登記官
	その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上
	作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき
	書面)
抵当権(根抵当権	登録原因を証する書面
を除く。)の設定の	
登録	
根抵当権の設定の	登録原因を証する書面
登録	

(ウ) 登録免許税について

登録に当たっては、税法等の規定に基づき、登録免許税を納付する必要があります。代表的な登録における登録免許税額は以下の表 10 のとおりです。

表 10: 代表的な登録における登録免許税額

	課税標準	税率
樹木採取権の	樹木採取権の価額	1000 分の 1
設定の登録		
樹木採取権の	樹木採取権の価額	相続又は法人の合併による移転の登録に
移転の登録		あっては 1000 分の 1 、その他の原因に
		よる移転の登録にあっては 1000 分の 5
抵当権(根抵	債権金額又は極度	1000 分の 4
当権を含む。)	金額	
の設定の登録		

登録免許税の納付は、原則として当該登録につき課される登録免許税額に相当する登録免許税を日本銀行、国税の収納を行う日本銀行代理店等の収納機関に納付し、その領収証書を登録の申請書に添付して大臣に提出する現金納付方式によることとされています(税法第 21 条)。例外として、以下の①から④の場合には印紙納付方式(登録の申請書に登録免許税の額相当の収入印紙を貼付して大臣に提出する方式)により登録免許税を納付することができます。

- ① 登録免許税の額が3万円以下である場合(税法第22条等)
- ② 既に登録申請書に貼付された領収証書又は収入印紙による納付税額と大臣の認 定価格に相当する税額との差額を納付する場合又は税計算の誤りによる不足額を 納付する場合(税法第26条第3項)
- ③ 登録免許税の額のうち3万円未満の端数の部分を納付する場合(登録免許税法施行令(昭和42年政令第146号。以下「税法施行令」という。)第29条第2号)
- ④ ③以外で、印紙により納付することにつき特別の事情があると大臣が認めた場合(税法施行令第29条第3号)

課税標準の計算に当たり、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額は、これを切り捨てることとされています(国税通則法第 118 条第 1 項)。また、算出された金額が 1,000 円に満たないときは、これを 1,000 円とすることとされています(税法第 15 条)。

登録免許税が課税標準の価額に一定の税率を乗ずる方法により算出することとされているものにつき、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は、これを切り捨てることとされています(国税通則法第 119 条第 1 項)。また、課税標準の価額に一定の税率を乗ずる方法により算出する場合の最低税額は 1000 円とされています(税法第 19 条)。

イ 受付・調査・記入について

(ア) 受付について

大臣は、申請書を受け取ったときは、申請の受付をするとともに、当該申請に受付番号を付さなければなりません(登録令第14条第1項及び第3項)。

(イ)調査について

大臣は、申請が却下事由(登録令第20条)に該当しないかどうかの確認を行います。

(ウ) 記入について

(イ)の結果、申請が却下事由に該当しないときは、大臣は受付番号の順序に従って登録を行います(登録令第15条等)。

ウ 登録済証の交付について

大臣は、その登録をすることによって申請人自らが登録名義人となる場合において、当該登録を完了したとき等は、速やかに当該申請人に対し、当該登録に係る登録済証を交付しなければならないこととされています(登録令第16条)。

(5) 登録事項の証明等について

ア 登録事項証明書の交付の請求について

何人も、大臣に対し、手数料(1通につき670円)を納付して、登録事項証明書の 交付を請求することができます(登録令第66条第1項及び第4項)。

登録事項証明書には、全部事項証明書と現在事項証明書があり、全部事項証明書は 登録記録又は閉鎖登録記録に記録されている事項の全部が記載されたもので、現在事 項証明書は、登録記録又は閉鎖登録記録に記載されている事項のうち現に効力を有す るものが記載されたものです(登録規則第80条)。

(ア)請求書について

登録事項証明書の交付の請求をするときは、大臣に登録規則第 78 条第 2 項に掲げる事項を内容とする請求書を提出しなければなりません。

(イ) 手数料について

手数料は、請求書に収入印紙を貼り付ける方法により納付することになります(登録規則第83条)。

(ウ) 送付の方法による交付について

登録事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができます(登録規則第81条第3項)。この場合、請求人は手数料のほか送付に要する費用も納付しなければなりません(登録規則第84条第1項)が、当該費用は、郵便切手を請求書と併せて提出する方法により納付しなければならない(同条第4項)こととなっています。

イ 樹木採取区図の全部又は一部の写しの交付の請求について

何人も、大臣に対し、手数料(1樹木採取権に関する図面につき480円)を納付して、樹木採取区図の全部又は一部の写しの交付を請求することができます(登録令第66条第2項及び第4項並びに登録規則第78条第1項)。その他、請求書、手数料及び送付の方法による交付については、アの(ア)から(ウ)と同様になります。

ウ 登録簿の附属書類の閲覧の請求について

何人も、大臣に対し、手数料(1事件に関する書類につき480円)を納付して、登録簿の附属書類の閲覧を請求することができます。ただし、樹木採取区図以外のものについては、請求人が利害関係を有する部分に限ります(登録令第66条第3項及び

第4項並びに登録規則第78条第1項)。

(ア) 請求書について

樹木採取区図の閲覧の請求についてはア(ア)と同様です。

樹木採取区図以外の登録簿の閲覧の請求をするときは、以下の①から④の事項に 留意する必要があります。

- ① 登録規則第78条第2項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、同条第3項に 掲げる事項を請求書の内容とする(同条第3項)。
- ② 利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない(登録規則第78条第4項)。
- ③ 請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない(登録規則第78条第5項)。
- ④ 代理人によって請求するときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない(登録規則第78条第6項)。

(イ) 手数料について

ア(イ)と同様。

(ウ) 閲覧の方法について

電磁的記録に記録された情報の内容を画面に出力して表示する方法によります。

第10章 運用協定の締結

(1) 法の規定

(樹木採取権実施契約)

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約(以下「樹木 採取権実施契約」という。)を締結しなければならない。

一~五 (略)

- 2 (略)
- 3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。
- 4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で 定めるところにより、国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を 採取してはならない。

(2) 運用協定について

ア 運用協定の基本的な考え方について

樹木採取権者が事業を実施するためには、実施契約を締結する必要があります。実施契約には施業計画、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を内容に含む必要がありますが、森林管理局長は、これらの事項が採取の基準等に適合したものかどうか判断する必要があるため、樹木採取権の設定から実施契約の締結までに一定の期間が必要となります。

また、実施契約は、5年ごとに、5年(もしくは5年より短い期間)を一期として締結しなければならないとされていることから、契約期間満了後に新たな実施契約を締結することとなり、新旧の契約間で履行すべき事項に断絶が生じる可能性があります。

さらに、実施契約の契約期間は、樹木採取権の存続期間を越えることができないため、樹木採取権の存続期間を越えて森林管理局長と樹木採取権者の間で規律しておくべき事項について、実施契約には規律ができないこととなります。

これらのことから、樹木採取権の設定から最初の実施契約締結までの期間、実施契約が満了してから次期実施契約締結までの期間、樹木採取権の存続期間満了後等について、森林管理局長と樹木採取権者の関係を規律する仕組みが必要となります。

また、樹木採取権の存続期間中の木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携のためには、安定的に木材の供給が確保できることが求められることから、樹木採取権者の事業継続が担保されることも重要となります。

このため、樹木採取権設定後速やかに、実施契約の契約期間外を含む樹木採取権の 存続期間及び存続期間満了後を通じた森林管理局長と樹木採取権者との間の権利義務 等を定める運用協定を森林管理局長と樹木採取権者の間で締結することとしていま す。なお、このことについて公募時に明らかにするとともに、申請者が樹木採取権の 設定を受けたときは、速やかに公募時に示された運用協定(案)のとおり運用協定を 締結する旨の誓約書を提出することを参加資格要件とすることとしています。

イ 運用協定で定められる事項について

運用協定には、以下の事項を含めるものとしていますが、具体的には、樹木採取区の状況等を勘案して、運用協定の案として各森林管理局長が公募時に示すこととなります。また、各森林管理局は、運用協定案の内容についてあらかじめ林野庁本庁の確認を受けなければなりません。

(ア) 総則

協定の目的、協定において用いられている語句の定義、協定及び実施契約との間の適用関係、許認可等の手続の実施者、責任の負担、樹木採取権者による各般の表明及び保証、契約保証金の免除等について規定。

(イ) 樹木採取権の設定

樹木採取権の設定、権利設定料の納付、公募情報に瑕疵があった場合の国の免責 と合理的範囲内での対応等について規定。

(ウ) 実施契約の締結

実施契約の締結手続、契約期間外の樹木の採取の禁止と採取した場合の違約金、 国有林野施業実施計画の策定時期と実施契約の締結時期、実施契約の締結が遅延し た場合の取扱い、樹木採取権者に重大な契約違反がある場合の次期以降の実施契約 の不締結等について規定。

(エ)搬出期間

搬出期間の指定、搬出期間後の未搬出木の国への帰属、搬出期間の延長手続、延期料等について規定(「第15章 樹木料及び樹木の採取」を参照)。

(オ) 次期実施契約での対応事項

搬出期間内の樹木で実施契約の契約期間内に採取できないものの次期実施契約への計上手続(「第 15 章 樹木料及び樹木の採取」を参照)、総計最低採取面積(「第 12 章 施業計画等」を参照)不達分の次期実施契約への計上等について規定。

(カ) 保護義務

法に基づき樹木採取権者が負う保護義務について規定。

(キ) 国有林野の使用

国有林野の使用の承認及び使用の際の遵守事項(国有林野管理規程(昭和36年 農林省訓令第25号)第81条第2項に規定する請書と同様の内容)、林道の利用に 係る協力義務、樹木採取権者による林道の修繕及び除雪、樹木採取権者による林道 の開設及び改良の取扱い、公益目的等による樹木採取権者の受忍義務及び損害の負 担、樹木採取権者による林地保全等の措置、樹木以外の物件の採取の禁止、正当な 理由のない国及び第三者の行為の排除の禁止等について規定。

(ク) 誓約事項並びに報告、調査及び指示

法令等の遵守及び誓約事項の充足、申請書類等に記載した事項の変更手続、第三者への委託又は請負に係る承認手続、定期報告その他の報告の報告事項及び手続 (「第16章 定期報告等」を参照)、国による報告の要求、調査及び指示、立入 調査の拒否の禁止、暴力団及び談合等の不正の排除、上限採取面積及び最低採取面積(「第 12 章 施業計画等」を参照) その他の協定違反に係る違約金等について規定。

(ケ) 採取跡地における造林

樹木採取権者による造林事業請負契約の受託、造林事業請負契約の内容と契約手続、造林事業請負契約の締結ができない場合の入札、分収造林契約の手続等について規定(「第17章 植栽等」を参照)。

(コ) 樹木採取権の消滅

運用協定の有効期間、樹木採取権の存続期間後等に存続する条項、樹木採取権消滅後の施設等の収去、国有林野の原状回復、収去されていない施設等の国への帰属、樹木採取権消滅後の造林事業請負契約の締結等について規定(「第20章 樹木採取権の存続期間満了後等の取扱い」を参照)。

(サ) 樹木採取権の取消し及び放棄

樹木採取権の取消し及び損失補償(「第19章 樹木採取権の取消し等」を参照)、国の事前承認のない樹木採取権の放棄の禁止(「第23章 樹木採取権の放棄」を参照)等について規定。

(シ)損害賠償

協定に違反した際の相手方への損害賠償請求、樹木採取権者が第三者に損害を及 ぼした場合の報告及び賠償、不可抗力等による採取未了の樹木に係る樹木料の返還 等について規定。

(ス) 樹木採取権等の処分の制限及び処分に係る手続

国の事前承諾のない樹木採取権及び契約上の地位等の処分の禁止、樹木採取権の 移転の手続(「第22章 樹木採取権の移転」を参照)、樹木採取権の放棄の手続 (「第23章 樹木採取権の放棄」を参照)等について規定。

(セ) 知的財産権

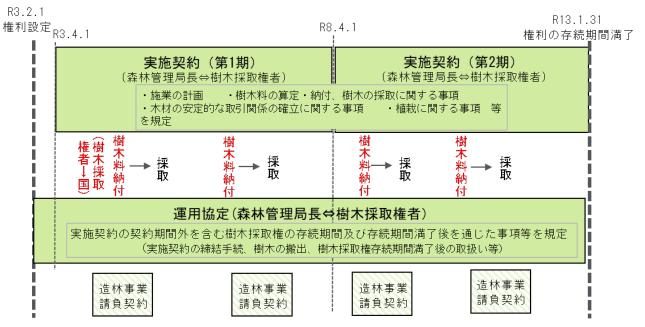
国が樹木採取権者に提供した情報等の著作権の国への帰属、成果物の国の利用、成果物に係る著作権の樹木採取権者による譲渡の禁止等について規定。

(ソ) その他

国及び樹木採取権者の秘密保持義務、疑義に関する協議等について規定。

ウ 次期実施契約での対応事項について

樹木の採取は、実施契約に基づき樹木料を納めなければしてはならないこととされているため、実施契約に基づき樹木料を納めたものの、当該契約期間中に当該樹木の採取を終えられない場合は、次期の実施契約の施業計画に当該箇所を記載した上で、当該箇所に係る樹木料の納付は不要であることを実施契約に記載する必要があります。なお、この場合、樹木を採取しなければならない期間である採取期間については、樹木料を納めた日から3年以内を期限として運用協定に基づき国が定めた搬出期間の終了日で設定することとなります(「第15章 樹木料及び樹木の採取」を参照)。



※箇所ごとに単年度契約を締結 (森林管理署長⇔樹木採取権者)

図6:運用協定、実施契約及び造林事業請負契約の関係のイメージ (R3年2月1日に存続期間10年の樹木採取権を設定した場合)

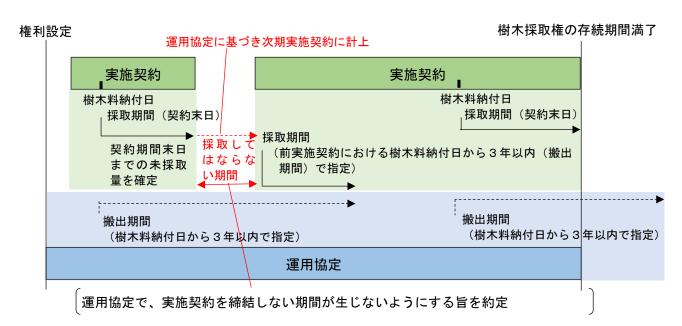


図7:運用協定と実施契約との関係イメージ (搬出期間が樹木料納付時点の実施契約の期間を越える場合のイメージ)

エ 契約の履行義務違反等への対応について 「第 11 章 樹木採取権実施契約」(7)を参照。

第 11 章 樹木採取権実施契約

(1) 法の規定

(樹木採取権実施契約)

- 第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約(以下「樹木 採取権実施契約」という。)を締結しなければならない。
 - 一 当該契約の期間にわたつて行う施業の計画であつて、次に掲げる事項をその 内容に含むもの
 - イ 樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項
 - ロ 樹木の採取方法に関する事項
 - ハ 各年ごとの採取面積に関する事項
 - 二 第四項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関する事項
 - 三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な 取引関係の確立に関する事項
 - 四 事業の継続が困難となつた場合における措置に関する事項
 - 五 事業の円滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令で定める事項
- 2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 前項第一号の施業の計画(次号において「施業計画」という。)が、国有林 野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林 水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準に適合すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、施業計画が樹木採取区の所在する国有林野に係る 地域管理経営計画に適合すること。
 - 三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。
- 3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。
- 4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で 定めるところにより、国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を 採取してはならない。

(2) 省令の規定

(樹木採取権実施契約で定める事項)

- 第二十八条の十三 法第八条の十四第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、 次のとおりとする。
 - 一 環境の保全その他の事業の適正な実施の確保のために必要な事項
 - 二 樹木採取権実施契約の変更に関する事項
 - 三 採取跡地における植栽の実施に関する事項

(3) 樹木採取権実施契約について

ア 実施契約の基本的な性格について

樹木採取権者は、樹木採取権を設定されることにより、原則として、樹木採取区内の樹木を自らの判断で採取する権利を有することとなるものの、

- ① 国有林野の有する公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から1か所当たりの伐採面積の上限、毎年の伐採面積の上限等を設定するなど権利行使を制限する必要があること
- ② 樹木採取区及びその隣接地区において、国が造林、保育、治山事業、林道事業等を行う際、権利を行使しないことを受忍させる必要があること

など、樹木採取権者が全く自由に樹木採取権の行使を行うこととなれば、国有林野の 適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障が生じ、国民生活に多大な影響をもた らすおそれがあることから、事業を開始する前に、樹木採取権者は森林管理局長と樹 木採取権の行使方法を定める実施契約を締結しなければならないこととされていま す。

イ 実施契約の契約事項及び実施契約が適合すべき基準について

法令においては、以下の(ア)から(ク)の事項を含めることとなっていますが、 これらの事項以外の事項を含めてはならないものではありません。

(ア) 施業計画

- ① 樹木を採取する箇所
- ② ①の箇所ごとの面積及び各年ごとの採取面積に関する事項
- ③ 樹木の採取方法に関する事項(採取する樹木の伐期齢、伐採率、保護樹帯の 設置等)
- (イ) 樹木料の算定及び納付に関する事項
- (ウ) 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項
- (エ) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- (オ) 事業の円滑な実施のために必要な事項
- (カ) 環境の保全その他の事業の適正な実施の確保のために必要な事項
- (キ) 実施契約の変更に関する事項
- (ク) 樹木の採取跡地における植栽の実施に関する事項

実施契約は、施業計画の内容が採取の基準及び地域管理経営計画に適合する必要があるほか(詳細は「第12章 施業の計画等」を参照)、法第8条の8第2項の申請書の内容に即したものでなければなりません。

ウ 実施契約の具体的な契約事項について

実施契約には、以下の(ア)から(チ)の事項を含めるものとしていますが、具体的には、樹木採取区の状況等を勘案して、実施契約(案)として森林管理局長が公募時に示すこととなります。また、森林管理局は、実施契約(案)の内容についてあらかじめ林野庁本庁の確認を受けなければなりません。

(ア)総則

契約の目的、契約に用いられる語句の定義、契約保証金の免除等について規定。

(イ) 本事業の基本的事項

採取の基準、行使の指針及び施業計画に従った事業の実施、実施契約の一部を構成する実行計画の策定・提出、実行計画に従った事業の実施、第三者との土地使用の調整、採取の基準における採取禁止樹木(「第12章 施業計画等」を参照)等について規定。

(ウ) 上限採取面積及び最低採取面積

上限採取面積及び最低採取面積の取扱い等について規定 (「第 12 章 施業計画 等」を参照)。

(エ) 各年度の実行計画

実行計画の内容並びに策定、提出等の手続について規定(「第 12 章 施業計画 等」を参照)。

(オ) 樹木料の算定及び納付

樹木料の算出に必要な収穫調査の実施及び費用負担、樹木料の算出方法、樹木採取権者による伐区の選択、樹木料の確定及び納付手続、収穫調査に瑕疵があった場合の国の免責等について規定(「第15章 樹木料及び樹木の採取」を参照)。

(カ) 契約変更を要しない実行計画及び伐区の変更

契約変更を要しない施業計画及び実行計画等の変更、変更に係る樹木料の取扱等について規定(「第15章 樹木料及び樹木の採取」を参照)。

(キ) 樹木の採取及び搬出

樹木料を納付していない樹木の採取の禁止、樹木の所有権の移転、採取期間の指定、採取済届の提出、採取期間の延長手続及び延期料、採取期間満了後等の樹木の採取に関する取扱等について規定(「第15章 樹木料及び樹木の採取」を参照)。

(ク) リスク分担

リスク分担の原則、第三者の帰責事由等により事業が行えなくなった場合の取扱、地域住民による抗議があった場合の取扱い、経済環境の変動等による樹木採取権者に生じた損害について国が責任を負わないこと、国又は樹木採取権者が契約に違反した際の相手方への損害賠償請求等について規定。

(ケ) 施業における制限等

樹木採取権者による林地保全等の措置、無断伐採した際の国への報告及び違約金の納付、樹木以外の物件の採取の禁止、正当な理由のない国及び第三者による行為の排除の禁止、暴力団員等の除外及び不当介入の通報、実施契約の違反に係る違約金の支払い等について規定。

(コ) 受忍義務

公益目的等による樹木採取権者の受忍義務及び樹木採取権者に生ずる損害の負担 等について規定。

(サ) 木材の安定的な取引関係の確立

実施契約に定める木材の安定的な取引関係の確立に関する事項に従った木材の安定的な取引の実施、取引事業者の変更の届出及び国による内容の確認等について規定(「第14章 木材の安定的な取引関係の確立」を参照)。

(シ) 実施契約の変更

実施契約の変更が必要な場合の変更手続等について規定。

- (ス) 採取跡地における造林 運用協定の定めに従った採取跡地における造林について規定。
- (セ) 事業の休止等 事業の休止の手続、事業を休止した際の採取期間の延長等について規定。
- (ソ) 実施契約の期間及び事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 実施契約の有効期間、樹木採取権が消滅又は移転した場合の契約の終了、樹木採 取権者の事由に基づく国による契約の解除等について規定。
- (タ) 本契約上の権利及び地位の処分の制限 国の事前承諾のない実施契約上の地位等の処分の禁止について規定。
- (チ) その他 国及び樹木採取権者の秘密保持義務、疑義に関する協議等について規定。

(4) 実施契約の締結手続について

実施契約締結の具体的な手続は、運用協定に定められることとなります。基本的な 流れは以下のアからオのとおりです。

- ア 森林管理局長は、樹木採取権の設定の通知とともに、当該樹木採取権者の樹木料の割増率(「第15章 樹木料及び樹木の採取」を参照)を反映した実施契約(案)を樹木採取権者に提示します。
- イ 樹木採取権者は、当該契約案に、契約期間中の事業の基本的な方針、施業計画、 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等の必要事項を記載します(次期の実 施契約を締結する際には、原則として契約期間満了の10か月前までに、樹木採取権 者から森林管理局長に次期契約期間中の施業計画、木材の安定的な取引関係の確立 に関する事項等の案を提出するものとします。)。
- ウ 森林管理局長は、施業計画の内容が採取の基準及び地域管理経営計画の内容等に 適合しているか(契約期間に対応する計画に適合するかを確認することが必要であ ることから、地域管理経営計画の策定又は変更のタイミングであれば、その案の内 容に適合しているか)及び契約内容が法第8条の8第2項の申請書の内容に即して いるかを確認し、問題がなければ、これを承認します。
- エ 森林管理局長は、原則として、当該契約案の施業計画と国有林野施業実施計画案 を整合するように調整した上で、国有林野施業実施計画の策定又は変更の手続を行います。
- オ 地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の策定又は変更に合わせて、森林管 理局長及び樹木採取権者が実施契約書に記名押印の上、それぞれが保管します。

(5) 実施契約の契約期間について

実施契約は、5年ごとに、5年を一期として締結しなければなりませんが、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、5年より短い期間とすることができるとされています。施業計画は樹木採取区が所在する国有林

野に係る地域管理経営計画に適合することとされていることから、当該地域管理経営計画の始期又は終期(可能な場合はその双方)と一致するよう、その契約期間を定めるものとします。

(6) 契約に基づく受忍義務と損害の負担について

実施契約及び運用協定に基づき、樹木採取区内において、森林管理局長又は森林管理局長が認めた第三者が、公用、公共の用又は公益事業の用に供するためその他のやむを得ない事由により、樹木採取区内の樹木の伐採等を行う場合、樹木採取権者はこれを受忍しなければならないこととしています。これにより樹木採取権者に生ずる損害の負担については、国、樹木採取権者及び必要に応じて当該第三者との間で協議することを実施契約及び運用協定において定めることとしていますが、当該負担の額の算定に当たっては、「第19章 樹木採取権の取消し等」(4)の損失補償額の算定の考え方を参考にすることが考えられます。

(7) 実施契約の履行義務違反等への対応について

樹木採取権制度においては、樹木採取権者の権利行使等の事業は、国との運用協定 及び実施契約の義務の履行として実施される仕組みとなっています。

樹木採取権者の適切とは言えない事業実施に対して、具体的なペナルティが無ければ、抑止効果が働かないことが想定されます。

このことから、樹木採取権者の適切な義務の履行を担保するため、実施契約及び運用協定において契約の履行義務違反に対する違約金を課すこととします。ただし、契約に規定された事項と一致しない事象の全てを違反とみなし、違約金を課すことは安定的な制度運用の観点で過重なペナルティとなるほか、不適切ではあるものの軽微な事象にも同等の対応を行うことも、制度運用に支障が生じることとなります。

このため、国による改善指導後も同様の事象が繰り返されるなど履行義務が果たされないと認められるときは、違反とみなして違約金の対象とします。なお、実施契約及び運用協定の履行義務は、その履行状況が適切とは言えない場合においても、履行義務の内容によって影響の程度等は異なります。履行義務違反に係る国の判断に際しては、履行義務の内容に応じて、当該履行状況の適切性、国による改善指導の回数等を加味することとします。履行義務違反等への具体的な対応については、図8を参照してください。

なお、図8で示した履行義務違反等への対応については、実施契約や運用協定において定めるものとします。図8で示される改善指導、樹木採取権者からの改善計画の提出、履行義務違反が認められた場合の違約金の徴収、是正勧告等の措置については、森林管理局長、樹木採取権者の双方が、書面をもって行います。

違約金支払いの対象となる履行義務違反については、履行義務及びその違反の内容によって違約金の算定方法や額に差異を設けることとし、具体的には、以下のア及びイのとおり大別し、アとイは重複して違約金を徴収しないものとします。

なお、樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、審査基準等通知を踏まえ、法第8条の21に基づく指示、法第8条の22第1項第1号に基づく取消しを行うことが

あります。

ア 採取違反違約金

樹木料を納付せずに樹木を採取した場合は、現行の立木販売と同じく当該樹木の価額の実質3倍相当の違約金額を徴収します。また、毎年及び実施契約期間の上限面積の超過(詳細は「第12章 施業計画等」を参照)に対しては、該当する期間(当該年度又は実施契約期間)に採取した伐区の樹木料の単価に超過面積を乗じた額に相当する額の違約金(既に納付した樹木料と合わせて樹木料の実質2倍相当額)を徴収します。このほか、搬出期間内に実施契約を締結せずに樹木を採取した場合の当該樹木の樹木料相当の違約金(既に納付した樹木料と合わせて樹木料の実質2倍相当額)等を徴収します。

イ その他履行義務違反違約金

以下の(ア)及び(イ)の履行義務違反により構成されます。(ア)の重要な履行 義務の違反の違約金の額は、原則として、権利設定料を存続期間で除した額(年割) の6倍の額とし、(イ)のその他の履行義務違反については、2倍の額とします。

なお、(ア)の重要な履行義務違反違約金についても、そのペナルティは一様とせず、樹木採取権者のリスクが過重とならないよう、

- ① 義務の履行にあたり樹木採取権者以外の者の関与が必要なもの
- ② 義務の履行により樹木採取権者の事業継続に影響が生じるもの
- ③ 行政財産の棄損や公益的機能の発揮、国有林野の管理経営に直接的な損失は与えないもの

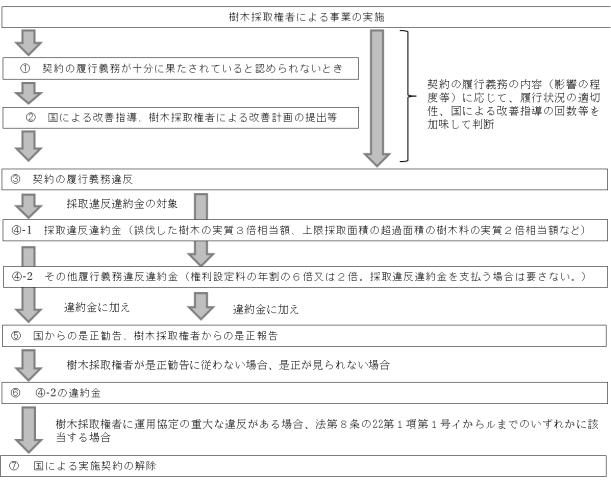
については権利設定料の年割の2倍の違約金額とします。

(イ)のその他の履行義務違反についても違約金の対象としているのは、(ア)の 重要な履行義務の違反以外の違反も、国有林野の適切かつ効率的な管理経営に支障が 生じるためです。

(ア) 重要な履行義務の違反

- ① 採取の基準に係る違反 アに係るものを除きます。
- ② 木材安定取引に係る違反 国有林材供給調整委員会からの意見を受けた森林管理局長の改善指導を経た上 での違反が該当します。
- ③ 国有林野の使用に関する義務違反
- ④ 造林事業請負契約の締結義務違反 繰り返し、造林事業請負契約を締結しない場合の違反等が該当します。
- ⑤ 報告違反(不提出、虚偽報告)、是正勧告違反、指示違反等
- (イ) その他の履行義務違反

履行義務違反のうち(ア)に当たらないものが該当します。



- ※ 樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、上記の図の全ての段階を踏まない場合もあり得る。
- ※ 樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、審査基準等通知を踏まえ、法第8条の21に基づく指示、法第8条の22第1項第1号に基づく取消しを行うことがある。

図8:契約の履行義務違反等への対応フロー



図9:違約金額についての考え方のイメージ

第12章 施業計画等

(1) 法の規定

(樹木採取権実施契約)

- 第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約(以下「樹木 採取権実施契約」という。)を締結しなければならない。
 - 一 当該契約の期間にわたつて行う施業の計画であつて、次に掲げる事項をその 内容に含むもの
 - イ 樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項
 - ロ 樹木の採取方法に関する事項
 - ハ 各年ごとの採取面積に関する事項
 - 二~五 (略)
- 2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 前項第一号の施業の計画(次号において「施業計画」という。)が、国有林 野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林 水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準に適合すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、施業計画が樹木採取区の所在する国有林野に係る 地域管理経営計画に適合すること。
 - 三 (略)
- 3 4 (略)

(2) 省令の規定

(樹木採取権実施契約で定める事項)

- 第二十八条の十三 法第八条の十四第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、 次のとおりとする。
 - 一 (略)
 - 二 樹木採取権実施契約の変更に関する事項
 - 三 (略)

(3) 施業計画について

ア 施業計画の基本的な考え方について

森林資源の状況は地域により異なっていることから、地域ごとの賦存状況に応じた きめ細かい国有林野事業の運営を図るために、森林管理局長は、森林計画区を単位と して地域管理経営計画を定め、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保し ています。

樹木採取権の行使についても、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保する観点から、一定の規整が必要になります。このため、実施契約の内容とされている施業計画は、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給

の観点から森林管理局長が樹木採取区ごとに定める採取の基準及び樹木採取区の所在 する国有林野に係る地域管理経営計画に適合するものでなければならないこととされ ています。

イ 施業計画の記載事項について

施業計画は、施業計画台帳及び施業計画図により構成されます。

施業計画台帳は、樹木採取権者が作成する実施契約の契約期間を通じた採取箇所ごとの計画であり、国有林野施業実施計画に対応するものです。施業計画台帳には、採取を予定する伐区(以下「予定伐区」という。)ごとに林班、小班、樹種、林齢(計画時点のもの)、伐採率(%)、採取方法(主伐・間伐等)、採取計画面積(ha)及び各年の合計採取計画面積(ha)を記載します(別紙参照)。

施業計画図は、施業計画台帳に対応し、予定伐区及び設置予定の土場等について図面上に示すもので、5,000分の1の縮尺の図面を用いることが基本となります。

- ※ 土場等については、土場の他に作業小屋や材料置き場、集材機の設置場所、盤 台等を想定。
- ウ 施業計画案の承認について

「第11章 樹木採取権実施契約」(4)ウを参照。

- エ 施業計画の変更と実施契約の変更との関係について
 - (ア) 基本的な考え方について

施業計画は実施契約に含まれることから、樹木採取権者が施業計画と相違する樹木の採取を行うためには、原則として実施契約の変更が必要です。しかしながら、 施業計画の変更について、

- ① いかなる場合においても実施契約の変更が必要であるとすると、国及び樹木採取権者の双方に実務上過大な負担が発生すること
- ② 国有林野の有する公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の 観点から、採取の基準に適合する範囲の変更であれば許容されること から、一定の範囲であれば、定められた手続を経ることにより、実施契約の変更を 要しないものとします。
- (イ) 施業計画の変更に伴う実施契約の変更について

大要以下の内容を実施契約において定めることとします。なお、実施契約の変更を要するか否かに拘わらず、樹木の採取については、採取の基準に適合することが必要です。

- ① 施業計画に定められていない林小班において採取をしようとする場合には、樹木の採取に当たり支障となる樹木の採取を除き、実施契約の変更を要するものとすること。
- ② 施業計画を変更しようとすることにより合計採取計画面積(前年度の実行計画において樹木の採取を予定した箇所であって採取期間内であるものを除く。)の増加する年度について、その増加分が、変更前の施業計画に記載された当該年の合計採取計画面積の20%以内である場合には、実施契約の変更は不要とすること。(これは、国有林野事業において毎年の伐採予定量が5年間の計画量の年平均の120%を上限としていることを踏まえたものです。)

- ③ 施業計画において採取することとされている箇所について、施業計画より採取 面積が減少する施業計画の変更又は各年度の採取面積の合計が減少する施業計画 の変更については、実施契約の変更は不要とすること。
- ④ 皆伐(伐採率100%)が可能な箇所において、施業計画では複層伐(伐採率70%以下)としていたものの、択伐(伐採率30%以下)で採取する内容に施業計画を変更する場合等、箇所ごとの樹木の採取量が減少する施業方法への変更に係る施業計画の変更については、実施契約の変更は不要とすること。
- (ウ) 施業計画の変更の手続について

実施契約の変更を伴う場合は、「第 11 章 樹木採取権実施契約」(4) ウからオを参照。施業計画の変更のみの場合は「第 11 章 樹木採取権実施契約」(4) ウを参照。

(4) 実行計画及び実行報告について

ア 実行計画の基本的な考え方について

樹木採取権者は毎年度、翌年度の樹木の採取の具体的な計画である実行計画案を森林管理局長へ提出することを実施契約及び運用協定において定めることとします。

実行計画は、施業計画に基づき、以下①から③の目的のために作成する必要があるものです。

- ① 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、年度ごとの樹木の採取を規整するため。
- ② 箇所ごとの適正な樹木料を算定するために必要な収穫調査を、計画的に実施するため。
- ③ 樹木の採取跡地における造林を、効率的かつ確実に実施するため。

実行計画案の提出時期は、収穫調査の実施及び採取跡地における造林に係る計画の調整に要する期間を勘案した上で、実施契約及び運用協定に定めます。具体的には、遅くとも前年の秋までを提出期限とすることになりますが、積雪のため冬期に収穫調査を実行できない地域においては、より早い時点を提出期限とすることになります。

イ 実行計画の記載事項について

実行計画は、実行計画台帳と 5,000 分の 1 の縮尺の実行計画図により構成されます。

実行計画台帳には、採取する伐区ごとに林班、小班、樹種、林齢(計画時点のもの)、伐採率(%)、採取方法(主伐・間伐等)、採取計画面積(ha)、小班ごとに作設する作業道の規格(樹木採取区外で作設が必要であればその小班ごとに記載)、採取の開始予定時期、搬出の完了予定時期、造林事業請負契約締結希望時期、造林事業請負契約完了見込み時期を記載します(別紙参照)。

実行計画図は、実行計画台帳に対応し、伐区、土場、作業道の作設等により生じる 樹木採取区内外の支障木の位置等について図面上に示すものです。

ウ 実行計画案の承認について

以下の手続を、実施契約及び運用協定において定めます。

① 森林管理局長は、提出された実行計画案について、採取の基準、事業の基本的

な方針、施業計画その他の実施契約の内容等に適合することを確認し、適合する場合には、当該実行計画案を承認すること。

② 承認された実行計画案は、樹木採取権者による伐区の選択が終了した時点で、実行計画として確定すること(詳細は「第15章 樹木料及び樹木の採取」を参照)。

エ 実行計画の変更について

実行計画の変更については、ウと同様に行いますが、収穫調査の実行が可能又は不要な場合に限ることとします。

オ 実行報告について

計画どおりの事業がなされているかを確認するため、運用協定において、樹木採取権者は、毎年度実行計画に対応した実行報告を森林管理局長に提出しなければならないことを定めます。

実行報告には、伐区の林班、小班、樹種、林齢(採取時点のもの)、伐採率(%)、採取方法(主伐・間伐等)、採取面積(ha)(採取が未了の場合はその時点の面積と完了予定時期)、搬出の完了日(未了の場合は完了予定時期)、植栽の完了日(未了の場合は完了予定時期)及び採取箇所の図面を含むものとします(別紙参照)。

(5) 採取の基準について

採取の基準は、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から、樹木採取区ごとに森林管理局長が定めるものです。施業計画及び実行計画の内容及びこれらの計画に基づく樹木の採取は、採取の基準に適合する必要があります。

採取の基準の具体的な内容は、森林管理局長が、以下の表 11 の項目について、樹木 採取区が所在する森林計画区の地域管理経営計画(管理経営の指針を含む。)及び樹木 採取区の状況を踏まえて定めます。

なお、樹木採取区において森林法第 25 条及び第 25 条の 2 に基づき指定される保安 林ほか各種法令による行為規制が存在する場合は、それぞれの法令の規制に従う必要 があります。

事項 記載箇所 採取してはならない樹木 ア 採取方法ごとの採取規整 1 採取できる林齢 イ (ア) 1 (1) 伐採率、1か所当たりの採取面積 イ (ウ) 採取箇所の形状 イ (エ) 保護樹帯の設定等 新生林分が隣接する場合の取扱い イ (オ) ウ 法令の遵守 その他の環境保全上配慮すべき事項 エ 上限採取面積及び最低採取面積 カ

表 11:採取の基準に定める事項

ア 採取してはならない樹木について

以下の例のように、採取した場合に国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがある樹木については、採取してはならない樹木とします。

(ア) 小径木及び樹木の採取後に天然に生じた樹木について

胸高直径 10cm 未満^{*}の樹木及び搬出済届が提出された後において天然に生じた樹木は、国有林野の有する公益的機能の維持増進に重要な役割が期待されることから特段の理由がない限り存置するべきものであり、採取したとしても経済的な利益は期待できず、安定供給されるべき木材にも該当しないものであることから、樹木の採取に必要な支障木であるなど特段の理由がない限り採取してはならない樹木とします(※「国有林野産物収穫調査規程準則の制定について」(昭和 42 年 4 月 17 日 42 林野業第 193 号林野庁長官通知)と対応)。

(イ) 災害跡地等に植栽された樹木について

樹木採取権の設定後に生じた災害跡地等に植栽された樹木は、当面国が保育を行う必要があり、採取したとしても経済的な利益は期待できないものであることから、特段の理由がない限り、経済的に利用間伐が可能となるような林齢に至るまで採取してはならない樹木とします。

(ウ) 普通共用林野における山菜等について

山菜等を採取することを目的とした普通共用林野において樹木採取区を指定した場合、山菜として採取される樹木など当該普通共用林契約において採取の対象となる林産物については、樹木採取権制度で想定している安定供給されるべき木材とはなり難く、採取してはならない樹木とします。

(エ) その他

(ア)から(ウ)以外に、樹木採取区に生育するものの国有林野の公益的機能の維持増進又は木材の持続的かつ計画的な供給の観点から採取すべきでない樹木について採取してはならない樹木とし、当該樹木が単木的に存在するものである場合には、当該樹木が特定できるよう、その樹種、位置等の情報を明らかにします。

イ 採取方法ごとの採取規整について

主伐、間伐等の採取方法ごとに、採取できる林齢、伐採率、1か所当たりの採取面積、採取に当たって設定する保護樹帯等の採取規整について定めます。その概要は以下の表12のとおりです。

衣 12.					
		採取規整の概要			
項目	主伐			88 <i>(</i> L)	
	皆伐	複層伐	択伐	間伐	
	林小班ごとに定められた伐期齢以上			・間伐の開始時期とし	
採取できる林齢				て定められた林齢	
			・間伐の繰返し期間(鬱		

表 12:採取方法ごとの採取規整の概要

				閉までの一定年数)
				別よくの 足牛奴/
伐採率	100%	70%以下	30%以下	35%以下
		・群状 : 2. 5ha 又は	•群状: 0. 05ha 未	
1か所当たりの採	5ha 以下	1ha 以下	満	
取面積		•帯状:帯幅が樹高	• 帯状:帯幅 10m	_
		×2以下	未満	
採取箇所の形状	1ha 以上のまとまった外縁の複雑でない形状		_	
保護樹帯	幅 50m 以上		_	_
新生林分が隣接す	鬱閉までの			
る場合の取扱い	一定年数	_	_	_

(ア) 採取できる林齢について

樹木採取権者は、採取の基準に規定する①伐期齢、②間伐の繰り返し期間に適合するよう施業計画を作成し、樹木を採取しなければなりません。

① 伐期齡

伐期齢は、施業方法別及び樹種別に、林小班ごとに定められます。採取しようとする樹木の林齢は採取の基準に定められた伐期齢以上でなければなりません。

② 間伐の繰り返し期間

過去に間伐が実施された箇所と同一の箇所で間伐を実施しようとする場合、林 冠が閉鎖するまでの期間として採取の基準に定められた年数が経過する必要があ ります。なお、樹冠疎密度など間伐の実施可否の基準が法令等に別途定められて いれば、それらも満たす必要があります。

(イ) 採取方法ごとの伐採率及び1か所あたりの採取面積について

採取方法ごとの伐採率及び1か所あたりの採取面積は、面積により規整します。 また、林道敷、岩石地等のうち、明確でない林小班内雑地の面積については、伐 区と小班の面積に応じて按分します。

伐採率及び1か所あたりの採取面積は、具体的には、以下の①から④のように規整します。なお、それぞれの記号は以下のように定義しています。

a。: 採取の対象となる林小班 n における伐区面積

b_n: 林小班 n の小班面積

c_n: 林小班 n において明確でない林小班内雑地の面積

d : 規整の対象となる面積、 $\mathrm{d} = \sum \left\{ \mathrm{a}_n - \left(\frac{\mathrm{a}_n}{b_n} \times c_n \right) \right\}$

- ※ 採取しようとする一塊の伐区が複数の林小班にまたがらない場合、n=1となります。
- ※ この算出方法は、例えば図 10 のように隣接した二つの林小班にまたがって採取箇所を設定する場合、 c_1 と c_2 は、現地で確認しない限りその位置を特定できないため、小班 1 及び 2 の伐区面積がそれぞれの小班面積に占める割合を乗じることで、 c_1 と c_2 を a_1 と a_2 に按分するという考えによるものです。

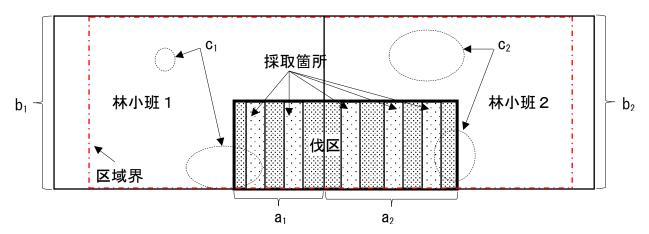


図 10:二つの林小班にまたがって伐区を設定する場合の採取面積の計算要素について

① 皆伐

d≦5ha*とします。

※ 「国有林野の各機能類型に応じた管理経営の指針について」(平成 11 年 1 月 29 日 11 林野経第 4 号林野庁長官通知)と対応。

② 複層伐

それぞれの一塊の採取箇所について、以下のiからiiiとした上で、一つの伐区について、採取箇所の面積の合計≦d×70%とします(伐採率については採取の基準において定める)。

- i 複数の林小班にまたがる場合、一の採取箇所の面積≦2.5ha*とします(i は、採取の基準において複数の林小班からなる一団のまとまりにおいて面的な 複層状態に誘導することとしている箇所において実施できます)。
- ii 一つの林小班の場合、一の採取箇所の面積≦ 1 ha^{*}とします。
- iii 採取箇所の形状が帯状の場合、帯の幅≦樹高の2倍*とします(この場合はi及びiiの一の採取箇所の面積の規整の対象としない)。
 - ※ 「国有林野の各機能類型に応じた管理経営の指針について」(平成 11 年 1 月 29 日 11 林野経第 4 号林野庁長官通知) と対応。

③ 択伐

それぞれの一塊の採取箇所について、以下のi又はiiとした上で、各採取箇所の間隔を20m以上とします。また、一つの伐区について、採取箇所の面積の合計 ≤d×30%とします(伐採率については採取の基準において定める)。

- i 採取箇所の形状が群状の場合、一の採取箇所の面積<0.05ha*とします。
- ii 採取箇所の形状が帯状の場合、帯の幅<10m*とします。
 - ※ 「国有林野の各機能類型に応じた管理経営の指針について」(平成 11 年 1 月 29 日 11 林野経第 4 号林野庁長官通知) と対応。

4 間伐

列状間伐を原則とし、樹木採取権者が実行計画において伐採列の列幅及び列間の標準的な距離を示します。その上で、採取面積(列長×列幅)≦d×35%とします(伐採率については採取の基準において定める)。

(ウ) 主伐における採取箇所の形状及び配置について

樹木採取権者が、伐区の面積が一定のまとまりを有しない採取や、伐区の外縁の 形状が複雑な採取を行った場合等、その跡地への植栽後の保育、将来の収穫などの 国有林野の適切かつ効率的な管理経営に支障を及ぼすおそれがあります。そのた め、採取に当たっては、公益的機能の維持増進等の観点から特段の理由がない限 り、(イ)で規整しているところの一伐区又は一伐採箇所の面積以下かつ 1 ha 以上 (1 ha に満たない区画については、区画の全面積。)のまとまった外縁の複雑でな い形状で採取することとします。なお、(エ)の③から⑤に基づき保護樹帯とされ た箇所を主伐する場合の取扱については、樹木採取区ごとの採取の基準において定 めます。

(エ) 保護樹帯の設定等について

尾根及び渓流における浸食等の防止、生態系保全上重要な林分の保護、伐区の分散及び新生林分の保護のため、皆伐及び群状又は帯状の複層伐を行う場合には、以下の箇所に樹木採取権者が保護樹帯の設定を行うこととします(図 11 を参照)。

- ① 尾根、渓流沿い等で国有林野の有する公益的機能の維持増進に必要な箇所
- ② 生態系保全上重要な箇所(樹木採取区外を含む。)に隣接する箇所
- ③ 公募時点において隣接する林分(民有林を含む。)で樹木採取権の存続期間中に主伐が予定されている場合には、当該林分との境界に当たる箇所
- ④ 公募時点において隣接する林分(民有林を含む。)が更新後、(オ)の新生林分の鬱閉の判断の基準に示される年数を経過していない場合には、当該林分との境界に当たる箇所
- ⑤ (イ)の1か所当たりの採取面積の制限に適合させるため採取しない箇所 ①及び②については、必要最小限の作業道の開設及び針広混交林化を図るための 樹木の採取を除き、樹木の採取は行ってはならないものとします。③から⑤までに ついては、(オ)の隣接する新生林分の鬱閉の判断の基準及び伐期齢の基準又は間 伐の繰り返し期間の基準に適合する場合に限り樹木を採取することができます。ま た、①から⑤において開設する作業道については、保護樹帯以外で開設する場合と 同様、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁 長官通知)に沿って森林管理局長が定める森林作業道作設標準例に適合することが 必要です。

保護樹帯は、原則として 50m^{**}の幅員を確保しなければなりません(※「国有林野の各機能類型に応じた管理経営の指針について」(平成 11 年 1 月 29 日 11 林野経第 4 号林野庁長官通知)と対応)。ただし、隣接した箇所に保護樹帯が設定されている場合には、当該保護樹帯と合わせて 50m の幅員が確保されればよいこととなります。このため、樹木採取区に隣接して国が充分な幅員の保護樹帯を設定している場合には、樹木採取権者が保護樹帯の設定を行う必要はありません。国が設定している保護樹帯については、公募時に、森林資源の現況等を示す図面において明らかにすることとしています。

このほか、分散伐区施業等において保残する箇所の面積及び形状等の取扱についても、採取の基準において定めることとしています。

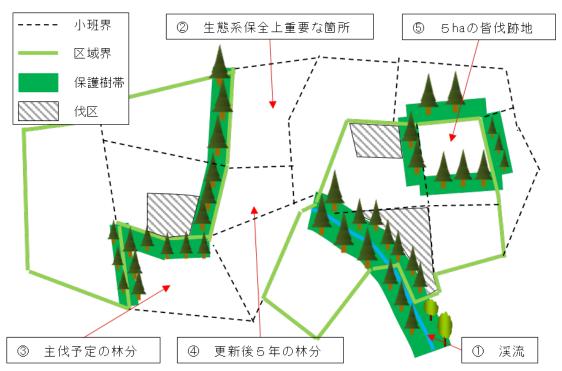


図 11: 保護樹帯の設定のイメージ

(オ) 新生林分が隣接する場合の取扱について

国有林野内において伐採後に植栽された新生林分に隣接して皆伐をしようとする場合で、当該新生林分が鬱閉していない場合、その皆伐の面積は当該新生林分の面積と合計して5haを超えてはいけません((エ)の③及び④の保護樹帯の設定は不要)。

新生林分の鬱閉の判断は、植栽が完了した後に林冠が閉鎖するまでに要する期間 として採取の基準において定めた年数によります。

ウ 法令の遵守について

樹木の採取に関する各種の法令を遵守し、必要な手続を事前に確実に行い、法令違 反の未然防止を徹底することを採取の基準に定めます。

エ その他の環境保全上配慮すべき事項について

渓流に土砂が流入しないように林地を保全すること、渓流内は機械走行を極力回避すること、希少野生動植物種の生息等を確認した場合に樹木の採取の時期及び方法等を調整すること等の環境保全上配慮すべき事項について、採取の基準に定めます。

オ 収穫調査との関係について

アの採取してはならない樹木、イ(エ)の①及び②の保護樹帯を設置すべき林地については、収穫調査の段階で初めてその存在が明らかになる場合があります。このような箇所についても樹木を採取してはならない旨を採取の基準に定めます。

カ 上限採取面積及び最低採取面積について

(ア) 上限採取面積及び最低採取面積の基本的な考え方について

国有林野の有する公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観

点から、国有林野事業においては、年間の収穫予定量の設定及び施業群ごとの上限 伐採面積の設定により伐採量を規整しています。樹木採取権者が行う樹木の採取に ついても、国有林野における収穫の一部であることから、これらの規整の考え方を 踏まえ、一定の期間における上限採取面積を定めることとしています。

また、木材の持続的かつ計画的な供給の観点から、最低採取面積も定めることとしています。

上限採取面積については、実施契約の契約期間における総計上限採取面積及び単年度上限採取面積を定めます。

最低採取面積については、実施契約の契約期間における総計最低採取面積を定めます。なお、経済情勢によって採取面積を調整する可能性があること及び森林管理局長の認可を受けて1年以上にわたり事業が休止される可能性があることを考慮し、単年度の最低採取面積は定めません。

樹木採取権者は、これら上限採取面積と最低採取面積の範囲で施業計画及び実行計画を作成し、採取を行う必要があります。また、上限採取面積と最低採取面積の算定方法及び具体の数値については、採取の基準として示すとともに、実施契約において定めます。

なお、これら上限採取面積及び最低採取面積の範囲を逸脱して採取を行うことは、実施契約における履行義務に違反することになります(「第 11 章 樹木採取権 実施契約」を参照)。

- (イ) 上限採取面積及び最低採取面積の算定方法について (皆伐の場合)
 - ① 定義
 - i 年間平均採取面積 n =採取可能面積÷樹木採取権の存続期間
 - ii 実施契約の契約期間= v
 - ② 総計上限採取面積
 - y 年間の総計上限採取面積 = n × y × 1. 2^{×1、×2}
 - ※1 ただし、採取を行う際に有効な国有林野施業実施計画に定める施業 群ごとの上限伐採面積を上回る場合には、当該施業群ごとの上限伐採 面積を総計上限採取面積とする。
 - ※2 ただし、 $y \le 3$ の場合、③の単年度上限採取面積の上限値まで満度に採取できず、樹木採取区全体の計画的な採取が困難になることも想定されるため、 $n \times y \times 1.5$ とする。
 - ③ 単年度上限採取面積

単年度上限採取面積=n×1.5^{×3}

- ※3 ただし、ある年度において採取未了に終わった箇所がある場合で、 当該箇所の採取を翌年度以降に繰り越して行う場合、当該繰越分の採 取面積は、上記算定式により算定される上限採取面積に含まれないも のとし、当該年度の実行計画に基づく採取面積と繰越分の面積を合算 した上限は、n×3とする(災害等のやむを得ない事情により採取で きなかった場合の繰越分については、これを越えることができる)。
- ④ 総計最低採取面積

複層伐又は間伐を実施する際の伐採率を踏まえ、以下のとおりとします。ただし、実施契約の最終年度に係る定期報告(「第 16 章 定期報告等」を参照)において、採取面積が総計最低採取面積に達していなかった場合には、その理由が災害による採取の不実行、不況その他の社会経済情勢によるもの等の合理的なものでない限り、不達分を次期の施業計画の総計最低採取面積に上積みすることになります。

y年間の総計最低採取面積=n×y²*4×0.5

- ※4 総計最低採取面積の算定に用いる y'については、地域管理経営計画の計画期間を踏まえて、あらかじめ採取の基準に定める期間とする。
- (ウ) 複層伐、択伐、間伐の場合の取扱について

採取の基準において採取方法が複層伐、択伐、間伐に指定されている林分については、(イ)の①において、

n = それぞれの採取可能面積(図面上明らかでない林道敷、岩石地等を除く) ・樹木採取権の存続期間

として、(イ)の②から④の面積を算定します。

- (エ) 上限採取面積及び最低採取面積の緩和について
 - ① 上限採取面積の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力により樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、森林管理局長は、樹木採取権の残存期間から国の責めに帰すべき事由又は不可抗力により樹木の採取を行うことができない期間を除いた期間により年間平均採取面積 n を再計算することで総計上限採取面積及び単年度上限採取面積を緩和します。

② 最低採取面積の緩和

国の責めに帰すべき事由又は不可抗力により樹木の採取を行うことができない期間が生じた場合、年間平均採取面積 n に当該期間を乗じて得られる面積を元の総計最低採取面積から減じて再計算することで総計最低採取面積を緩和します。

また、「第7章 権利設定料」(8)の権利設定料の返還を伴う樹木採取権の一部の取消し等が生じた後に残存する樹木採取区において事業を継続する場合には、採取可能面積から樹木採取権の取消し等が生じた面積及び既に樹木を採取した伐区の面積を除いた面積並びに樹木採取権の取消し等が生じた時点での樹木採取権の残存期間を用いて総計最低採取面積を再計算した結果の値が、既に設定されている最低採取面積より小さければ、その値を新たな総計最低採取面積として適用することとします。

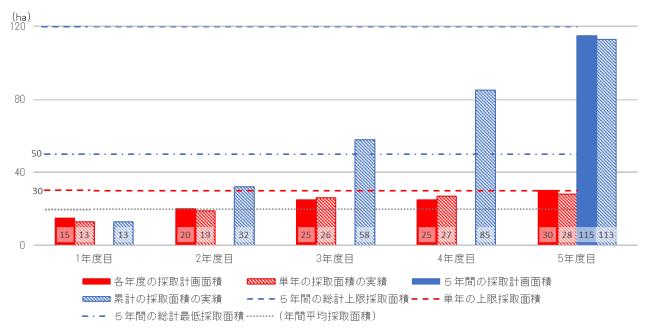


図 12:上限採取面積及び最低採取面積と施業計画及び実際の採取面積の関係のイメージ

(図 12 の解説)

採取可能面積を 200ha、権利期間を 10 年間、実施契約の期間を 5 年間であるため、

年間平均採取面積=200ha÷10 年=20ha/年

5年間の総計上限採取面積=20ha×5年×1.2=120ha

単年の上限採取面積=20ha×1.5=30ha

5年間の総計最低採取面積=20ha×5年×0.5=50ha

となり、施業計画においては

各年度の採取計画面積≦単年の上限採取面積

5年間の採取計画面積≦5年間の総計上限採取面積

である必要があるとともに、実際の採取においても

単年の採取面積の実績≦単年の上限採取面積

5年間の採取面積の実績≥5年間の総計最低採取面積

と採取の基準を満たす必要があります。

また、(3) エの施業計画の変更と実施契約の変更の観点からは、3年度目及び4年度目の 採取面積の実績が各年度の採取計画面積を超えていますが、面積の増加はそれぞれ20%以下で あるため、実施契約の変更は要しなかった場合のイメージになります。 1 施業計画台帳様式の例 (実施契約期間分を記載)

予定伐区	林班	小班	樹種	計画時点林齢	伐採率 %	採取方法	採取計画面積ha	生産固定経費共通伐区	摘要
計	_	_	_	_	_	_	K	_	_
うち○年度	_	_	_	_	_	_	-	_	_

(上限と最低を確認)

総計上限採取面積:

採取可能面積÷権利期間(年)×

計画年数×1.2

総計最低採取面積:

採取可能面積÷権利期間(年)×

計画年数×0.5

(上限を確認)

単年の上限採取面積:

採取可能面積÷権利期間×1.5

2 実行計画台帳様式の例 (翌年度の計画分を記載)

伐区	林班	小班	樹種	計画時点林齢	伐採率 %	採取方法	採取予定面積ha	作業道の規格	採取開始予定時期	搬出完了予定時期	造林事業請負契約締結希望時期	造林事業請負契約完了見込み時期	生産固定経費共通伐区	摘要
計	_	_	_	_	_	_	V	_		_	_	_	_	_

3 実行報告台帳様式の例 (毎年度実行した分を記載)

伐区	林班	小班	樹種	採取時点林齢	伐採率	採取方法	採取面積	搬出完了日	植栽完了日	摘要
					%		ha			
計	_	_	_	_	_	_		_	_	_

※ 採取面積、搬出完了日、植栽完了日は、未了の場合完了予定について記載する。

第13章 土地等の使用

(1) 樹木採取権者による国有林野の使用について

樹木採取権者による円滑な樹木の採取及び他の国有林野事業の実行との調整等適切かつ効率的な国有林野の管理経営の実施の確保の観点から、樹木採取権者が樹木の加工、搬出又は小屋掛け、通路の開設その他の施設の設置のため国有林野を使用しようとするときは、森林管理局長の承認を得なくてはならず、承認を得た範囲内で国有林野を使用できることを運用協定において定めます。

ただし、搬出期間が未経過の樹木の採取、加工又は搬出のために森林管理局長が承認した実行計画案の範囲内で国有林野を使用する場合には、承認があったものと取り扱う旨、運用協定において定めます。

また、樹木採取権者は、原則として、搬出に伴い、国有林野に設置した施設及び器具等を、搬出期間満了日までに収去し、使用した国有林野を現状に回復しなければならないことを運用協定において定めます。

なお、樹木採取権に含まれる土地使用権は、樹木を採取するという権利内容の達成のために必要な範囲内のものであり、樹木の採取及び搬出が終了した区域については、樹木採取権者は土地使用権を有さないこととなります。

(2) 林道の利用に係る協力義務等について

国有林林道の管理主体は、原則として施行主体である国となります。 現在、立木販売に係る林道の利用に当たっては、売買契約の特約条項として、

- ① 搬出等に使用する林道沿線において他の国有林野事業が予定されることを踏まえ、林道を通行止めにしてはならないこと。
- ② 林道を利用する車両に対し通行を確保するとともに、標識類や防護柵の設置、又は誘導員を配置する等、適切な安全措置を講じなければならないこと。
- ③ 除雪は、買受人の負担において実施すること。
- ④ 樹木の搬出等により林道に損害を与えた場合は、買受人の負担において修繕する こと。
- ⑤ 林道を利用する他の事業者と調整を図った上で利用すること。

等を定めています。樹木採取権者が林道を利用する場合についても、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のため、運用協定において同様の内容を定めることになります。

また、樹木採取権者及び他の事業者の林道利用が円滑に行われるよう、森林管理局長は、樹木採取権者による施業計画案及び実行計画案の提出の際その他適切な時期に、樹木採取権者に対して、樹木採取区及び近隣の国有林野における事業の予定に係る情報を提供することを運用協定において定めます。

- (3) 樹木採取権者による路網等の新設及びその管理について以下の①から⑦の事項を運用協定で定めます。
 - ① 樹木採取権者が、樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために森林作業道規格を

超えるトラック道、大規模な土場等(以下「路網等」という。)の新設を自らの負担 で希望する場合には、森林管理局長に承認を求めなければならず、当該承認を得た 範囲内で国有林野を使用することができること。

- ② 森林管理局長が①の承認を行ったときは、森林管理局長及び樹木採取権者は、樹木採取区における事業に伴う路網等の新設に係る③から⑦の内容を含む国有林野の利用等に関する協定(以下「路網等新設協定」という。)を締結しなければならないこと。
- ③ 新設する森林作業道規格を超えるトラック道の規格及び技術上の基本事項は、安全を確保するため林道規程及び林道技術基準によるものとし、規格の決定に当たっては、森林管理局長の承認を得なければならないこと。
- ④ 工事に当たり利用する林道等の維持修繕、樹木等の保護、原状回復の義務、安全 措置等に関する事項
- ⑤ 当該路網等の管理は、原則として樹木採取権者が行うが、その利用期間中であっても、国及び国等の事務又は事業を遂行するため国有林野に入林する者の利用を樹木採取権者が妨げてはならないこと。
- ⑥ 樹木採取権者が当該路網等の利用を終えた場合、原状回復をした上で国に返地することを原則とするが、森林管理局長が原状回復の必要がないと認めたときはこの 限りではないこと。
- ⑦ 収去の終わらない路網等は国に帰属すること。ただし、民有地を通過する林道については、当該土地所有者と樹木採取権者との間の使用契約を国が引継ぐ意向を有し、そのことについて異議のない旨を当該土地所有者との間において文書で確認ができているもののみ国に帰属すること。
- (4) 樹木採取権者による既設林道等の改良について 以下の①から⑥の事項を運用協定で定めます。
 - ① 樹木採取権者が、樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために、自らの負担により既設林道の改良を希望する場合には、森林管理局長に承認を求めなければならず、当該承認を得た範囲内で国有林野を使用することができること。
 - ② 森林管理局長が①の承認を行ったときは、森林管理局長及び樹木採取権者は、樹木採取区における事業に伴う林道等の改良に係る③から⑥の内容を含む国有林野の利用等に関する協定(以下「林道改良協定」という。)を締結しなければならないこと。
 - ③ 改良する既設林道等の規格は、安全を確保するため林道規程及び林道技術基準によるものとし、規格の決定に当たっては、森林管理局長の承認を得なければならないこと。
 - ④ 工事に当たり利用する林道等の維持修繕、樹木等の保護、原状回復の義務、安全 措置等に関する事項
 - ⑤ 当該改良箇所の管理は、原則として樹木採取権者が行うが、その利用期間中であっても、国及び国等の事務又は事業を遂行するため国有林野に入林する者の利用を樹木採取権者が妨げてはならないこと。

⑥ 樹木採取権者が当該林道等の利用を終えた場合、原状回復をした上で国に返地することを原則とするが、森林管理局長が原状回復の必要がないと認めたときはこの限りではないこと。
成りてはないこと。

第 14 章 木材の安定的な取引関係の確立

(1) 法の規定

(申請書)

- 第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する 方針その他の事業の基本的な方針
 - 二~五 (略)
 - 六 木材利用事業者等(木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第四条第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。)及び木材製品利用事業者等(同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。)との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模(当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。)並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの
 - 七 前各号に掲げるもののほか、事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取 区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木 採取権者の選定に関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの
- 2 (略)

(選定)

- 第八条の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の八第 一項の規定による申請をした者(以下「申請者」という。)が次に掲げる基準 に適合しているかどうかを審査しなければならない。
 - 一•二 (略)
 - 三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な 取引関係を確立することが確実と認められること。

四 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる 基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区 の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定 める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書につ いて評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

(樹木採取権実施契約)

- 第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約(以下「樹木 採取権実施契約」という。)を締結しなければならない。
 - 一•二 (略)
 - 三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な

取引関係の確立に関する事項

四•五 (略)

- 2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一・二 (略)
 - 三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。
- 3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。
- 4 (略)

(2) 省令の規定

(木材の安定的な取引関係の確立に関する事項)

- 第二十八条の八 法第八条の九第一項第六号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。
 - 一 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の氏名又は名称
 - 二 木材利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置 法(平成八年法律第四十七号)第四条第一項に規定する森林所有者等が生産し た木材の引取りを行うものの所在地
 - 三 木材製品利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別 措置法第四条第一項に規定する木材製品の引取りを行うものの所在地又は同項 に規定する木材製品利用事業を行う区域
 - 四 事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- (3) 樹木採取権制度における木材の安定的な取引関係の確立についての基本的な考え方について

樹木採取権制度は、

- ① 効率的かつ安定的な林業経営を育成するための制度であること
- ② 樹木採取区が既存の立木販売等に比べて一般的に大面積であることから、木材需要が確保されない状況で樹木採取区から木材供給がなされた場合には、既存の木材需給に悪影響が生じるおそれがあること

から、法においては、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められることを樹木採取権設定の審査の基準の一つとするとともに、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項を実施契約の内容としなければならないこと等により、木材の安定的な取引関係の確立を担保することとされています。

一方で、樹木採取権者は、権利設定料及び樹木料という相応の対価を支払った上で 樹木の採取を行っていること、個々の取引の内容に国が過度に干渉することは、競争 政策上望ましくないことを踏まえ、樹木採取権者の選定プロセスにおける木材の安定 的な取引関係の確立に係る審査及び評価、木材の安定的な取引関係の確立に係る実施契約又は運用協定における規定については、①及び②の観点から必要な水準を満たしつつ、樹木採取権者及びその取引先にとって過度な負担とならないような仕組みとすることが望ましいところです。

(4) 申請書に記載する項目について

木材の安定的な取引関係の確立に関し、申請書には、申請者と木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との取引関係に関する事項等を記載します。このうち、木材の取引数量等に関係する項目を例示すると以下のとおりです。

ア 取引事業者の過去の実績及び目標

申請者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量、木材製品利用事業者等の木材製品消費量、その他の事業者の木材取扱量の過去3か年の実績及び目標を記載します。申請者の素材生産量の目標については、申請者の素材生産量に加え、樹木採取区からの素材生産量の目標を記載します。

イ 事業の計画量等

当面5年間の以下の計画を記載します。

- (ア) 申請者の素材生産量及び樹木採取区からの素材生産量
- (イ) 安定取引協定に基づく申請者、木材利用事業者等、その他の事業者の木材の取引量
- (ウ) 安定取引協定に基づく木材利用事業者等、木材製品利用事業者等、その他事業者の木材製品の取引量
- ウ 木材の需要開拓の内容

取引事業者による木材の新規需要開拓の取組内容及びそれによる新規需要の増加量の目標を記載します。

- (5) 樹木採取権者の選定プロセスにおける木材の安定的な取引関係の確立に係る審査及 び評価について
 - ア 樹木採取権を行使する際の指針

森林管理局長は、樹木採取区ごとに、公募の際に行使の指針を示すこととなりますが、原則として、民有林からの木材の供給を圧迫しないため、以下の①から④の 条件を設定することとしています。

- ① 申請者の樹木採取区からの素材生産量が、樹木採取区の森林資源の状況に照らして適切であること。
- ② 申請者の素材生産量が、申請者の樹木採取区からの素材生産量以上に増加すること。
- ③ 木材利用事業者等の国産材原木消費量が樹木採取区からの木材供給量(素材生産量)以上に増加すること。
- ④ 樹木採取区からの木材供給量に相当する量以上の木材が、安定取引協定を締結 している木材製品利用事業者等をはじめとした取引事業者の新規需要開拓に充て られること。

なお、新規需要開拓とは、例えば以下の①から③のようなものであって既存の国産 材需要に影響を与えにくいと考えられるものを指します。

- ① 従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの
 - (例) CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開 拓等
- ② 従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの
 - (例) 2 × 4 建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等
- ③ その他の取組
 - (例) 地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家づくり等)、輸出、国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等

イ 参加資格要件

申請者が提出する申請書における事業の基本的な方針その他の申請書の内容が、 行使の指針の内容に適合していることが、参加資格要件となります。したがって、 木材の安定的な取引関係の確立に関しては、事業の基本的な方針及び木材の安定的 な取引関係の確立に関する事項が行使の指針に適合することが要件となります。

ウ 審査の基準

審査基準等通知に定められているとおりです。

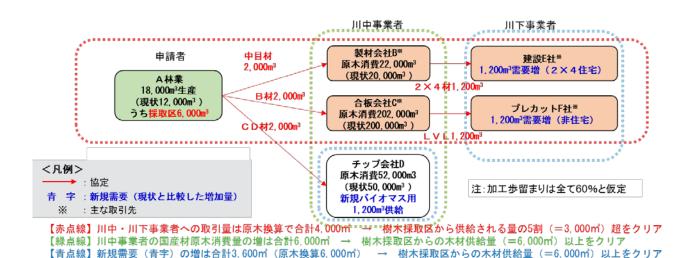


図 13: アからウに基づく木材の安定取引に係る事業量関係のイメージ (樹木採取区からの素材生産量が 6,000m³の場合)

(6) 木材の安定的な取引関係の確立に係る実施契約及び運用協定における定めについて ア 実施契約の約定事項及び取引事業者の変更について

申請書における木材の安定取引に係る計画の内容に即した、実施契約の契約期間 における樹木採取権者と木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事 業者との木材の安定的な取引関係の確立に関する計画(以下「木材取引計画」とい う。)を実施契約書の別紙として定めます。

(ア) 木材取引計画の記載事項について

木材取引計画には、申請書において示された目標及び樹木採取権設定前の実績、 実施契約の契約期間における樹木採取権者の素材生産量及び樹木採取区からの素材 生産量、安定取引協定に基づく木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との取 引量、新規需要開拓の取組内容を記載します。申請書において、木材利用事業者 等、木材製品利用事業者等以外のその他の事業者との取引等について記載した場合 は、当該事業者に係る取引量等についても記載します。

(イ) 木材取引計画における主要取引先等の変更について

主要取引先*に当たる事業者に変更があった場合には、樹木採取権者は、変更後遅滞なく、変更があった旨について理由を付して、変更後の事業者との木材取引計画とともに届け出なければならないことを実施契約において定めます。その他の事業者の変更については、定期報告において報告することを運用協定において定めます。

※ 審査基準等通知第1の1(1)ウ(オ)の要件に係る木材利用事業者等及び 木材製品利用事業者等

イ 報告について

(ア) 定期報告について

樹木採取権者は、毎年度、5月末日までに木材取引計画に係る前年度の実績を他の定期報告とともに森林管理局長に提出することになります。なお、木材取引計画に係る事項のうち、申請書で示した目標に係る実績の報告は、素材生産量に係る実績を除き毎年度の定期報告では求めません。

(イ) その他の報告について

定期報告のほか、運用協定において、樹木採取権者が、申請書の内容のうち目標 に係る、

- ① 樹木採取権者の素材生産総量及びうち樹木採取区からの素材生産量の実績 (報告の前年度までの各年度の実績及びその合計)
- ② 木材利用事業者等の木材消費量の実績(報告の前年度の実績)
- ③ 木材の新規需要開拓の取組の実績(数量は報告の前年度の実績。それ以外は 報告の前年度までの実績)

について、複数年ごと(樹木採取権の存続期間が10年である場合には、3年後、5年後、8年後及び10年後)に報告しなければならないことを定めます。

(7) 申請書等の内容の裏付けについて

申請書、木材取引計画、定期報告その他の報告には、木材利用事業者等、木材製品 利用事業者等、その他の事業者が、

- ① 申請書等の内容がそれぞれの事業者の事業内容等と相違ないこと等を証すること
- ② 国から調査があった場合、真摯に協力し、これを拒まないことを誓約した書面を含めることとなります。
- (8) 著しい景況の悪化時等の対応について

著しい景況の悪化時等に、国有林材供給調整委員会の結果として、国有林材の供給調整が必要となった際には、森林管理局長が樹木採取権者に対して、樹木採取区からの木材供給量の調整について協力を求めることもあり得ます。なお、その際の対応は、運用協定及び実施契約に基づき、森林管理局長と樹木採取権者による協議により定めることとなります。

第 15 章 樹木料及び樹木の採取

(1) 法の規定

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

 $-\sim$ 三 (略)

四 樹木料 (樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。) の 算定の基礎となるべき額及び算定方法

五~七 (略)

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

 $-\sim$ 四 (略)

五 第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案 して提示する樹木料の算定の基礎となる額(以下「申請額」という。)

六・七 (略)

2 (略)

(選定)

- 第八条の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の八第 一項の規定による申請をした者(以下「申請者」という。)が次に掲げる基準に 適合しているかどうかを審査しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となる べき額以上であること。
 - 三•四 (略)

(樹木採取権実施契約)

- 第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約(以下「樹木 採取権実施契約」という。)を締結しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第四項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関する事項

三~五 (略)

2 · 3 (略)

4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で 定めるところにより、国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を 採取してはならない。

(樹木採取権の取消し等)

第八条の二十二 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると

きは、樹木採取権を取り消すことができる。

一 樹木採取権者が次のいずれかに該当するとき。

イ~へ (略)

ト 第八条の十四第四項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における樹木を採取したとき。

チ~ル (略)

二 (略)

2 · 3 (略)

(2) 樹木料及び樹木の採取に関する基本的な考え方について

樹木採取権は、樹木採取区において樹木を採取することができる権利ですが、当該樹木は国の財産であることから、国は、樹木の対価として樹木料を徴収することとされています。一方で、この樹木料の国への納付は、民間事業者である樹木採取権者の事業の一環として行われます。

樹木は生長するものであり、樹種、地域及び個体によってその材積等は一様でなく、その価値は経済状況の影響を受けることから、長期にわたって採取する樹木に係る樹木料の納付を一括して求めることは、適正な対価を求める観点から望ましくありません。また、樹木を一本採取する都度、樹木料の納付を求めることは、樹木採取権者及び国の双方に大きな手続負担を生じさせ、円滑な事業の実行に支障を生じさせることとなります。このため、樹木採取権制度では実施契約に樹木料の算定方法を定め、実施契約に基づき樹木料を国に納付しなければ、樹木を採取してはならないこととされています。具体的には、実施契約に基づき、毎年度、伐区ごとに収穫調査を行い、樹木料を算定して、当該伐区の樹木を採取する前に樹木料を徴収することになります。

さらに、納付された樹木料の対価としての適正性の確保及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、立木販売と同様に、一定の期間内に樹木を採取、搬出することとし、実施契約及び運用協定にその取扱いを定めます。

(3)樹木料の算定方法について

樹木料の算定方法は、別紙1のとおりとしています。当該方法については、以下の① から④の項目を重視して策定しています。

- ① 樹木料の算定方法について、林分内容及び樹木の搬出条件に加え、時々の木材市況 等が反映された方法とすること。
- ② 通常の立木販売への影響を避けるため、公表する樹木料の算定方法及び算定因子は、 立木販売の予定価格の算定方法を類推されない範囲とすること。
- ③ 樹木料評定式は、過度に複雑でないものとすること。
- ④ 基礎額算定林分の選定は、偏りの生じない方法で行うこと。
- (4) 樹木料等に係る実施契約及び運用協定において定める事項について 以下の①から④を踏まえ、実施契約及び運用協定にア及びイのとおり定めることとし ています。

- ① 樹木料は、樹木採取権者と森林管理局長が実施契約の一部である施業計画において 採取するものとして定めた箇所について、伐区内の採取することとされた樹木は全て 採取するものとして、あらかじめ定めた算定方法に基づき森林管理局長の算定した価 額を樹木採取権者が納付するものであること。
- ② 樹木が成長するものであることに鑑み、樹木料の額の適正を期する観点から、その納付から樹木の採取までに長い期間をおくのは好ましくないこと。
- ③ 森林管理局長から提示された採取する数量など収穫調査の結果、樹木料の額、その時点での木材需要の状況、樹木採取権者の経営状況等によっては、当該箇所について採取をしないという選択肢も必要であること。
- ア 実施契約において定める事項について 大要以下の(ア)から(ウ)の事項を実施契約において定めます。
 - (ア) 樹木料の算定及び納付について
 - ① 「第 12 章 施業計画等」(4) ウ①のとおり実行計画案が承認されたときは、 森林管理局長は、当該実行計画案に係る伐区について、原則として毎木調査を実 施すること。ただし、樹高については樹高曲線法、択伐、複層伐及び間伐につい ては標準地調査の本数拡大法によることができること。
 - ② 森林管理局長は、実行計画案に記載された採取予定時期の2ヶ月前から3カ月前の間に、伐区ごとの収穫調査の結果及び当該伐区に係る樹木料の額を、当該伐区の図面とともに提示すること。この場合において、収穫調査の結果については、原則として調査データの全てを示すほか使用機材等を示すこと。
 - ③ ①及び②の収穫調査に要する経費は国が負担すること。
 - ④ ③にかかわらず、⑤で選択しなかった伐区について、再度採取することとした場合で、②の提示から1年を超え、かつ収穫調査の実施から3年を超えること等により再度収穫調査が必要となった場合には、収穫調査は樹木採取権者が法第6条の5に規定する指定調査機関に委託して行い、費用も樹木採取権者が負担すること。この場合、樹木採取権者は、収穫調査の結果を国に対して報告しなければならないこと。
 - ⑤ 樹木採取権者は、②で提示された内容を踏まえ、樹木の採取を行う伐区を選択し、森林管理局長に通知すること。
 - ⑥ 樹木採取権者が⑤の通知を行った後に、森林管理局長が示した収穫調査結果又は樹木料と、当該伐区との実態との間に齟齬が発見された場合であっても、樹木 採取権者は、国に対して樹木料の返還、損害賠償請求その他の請求を行ってはな らないこと。
 - ⑦ 森林管理局長は、⑤の通知に基づき当該年度に樹木の採取を行う伐区、採取する樹木の数量、納付すべき樹木料を確定し、樹木採取権者に対して確定通知を発するとともに、当該樹木料に係る納入告知書を発出すること。
 - ⑧ 樹木採取権者は、樹木料を納付した日から樹木を採取することができること。
 - (イ) 樹木の採取及び搬出について
 - ① 森林管理局長は、(ア)⑦の確定通知において、当該樹木の採取期間を通知すること。採取期間の満了日は、樹木料の納付の日から3年以内で森林管理局長が

指定した日又は実施契約の期間満了日までのいずれか早い日とすること。

- ② 森林管理局長は、採取期間について、実施契約の期間満了日とした場合を除き、3年より短い期間を指定する場合は、その理由を明らかにしなければならないこと。
- ③ 樹木採取権者は、樹木の採取に着手する前に、森林管理署長を通じて森林管理 局長に着手届を提出しなければならないこと。
- ④ 樹木採取権者は、採取期間に採取することとされている全ての樹木の採取を終えなければならないこと。ただし、運用協定の規定に従い、次期実施契約に基づく採取期間が設定された場合はその期間内に採取を終えること。
- ⑤ 樹木採取権者は、伐区に係る樹木の採取を終えた場合、遅滞なく、森林管理局 長に対して当該伐区に係る採取済届を提出しなければならないこと。
- ⑥ 前期の実施契約において未採取である伐区に係る樹木の採取期間については、 それぞれの伐区ごとに定める期間とすること。
- ⑦ 樹木採取権者は、採取期間内に樹木を採取できず、採取期間経過後に採取することを希望する場合、採取期間の満了日までに、採取期間の延長を要する理由を付して採取期間の延長を申請することができるものとし、採取期間は、森林管理局長が当該承認を申請した場合に限り、延長されること。ただし、不可抗力その他のやむを得ない事由により、採取期間の満了日までに当該申請が行えない場合は、採取期間の満了日後であっても当該申請を行うことができること。
- ⑧ ⑦により延長された採取期間は、延長の回数にかかわらず、実施契約の期間満 了日を超えることができないこと。
- ⑨ 樹木採取権者は、採取期間の延長の承認があったときは、延長する日数1日に つき、当該伐区に係る樹木料の1/1000に相当する金額の採取期間延期料を納付 しなければならないこと。
- ① (ア)⑦の通知において採取することとされていた樹木を採取しなかった場合において、国に損害があるときは、国は樹木採取権者にその賠償を請求することができること。
- (ウ) 樹木採取権の取消し等の際の樹木料の返還

樹木料が納付済みであって採取が未了の樹木が、第三者の責めに帰すべき事由 又は不可抗力により採取できなくなったと認められる場合、国は、樹木採取権者に 対し、当該納付済みの樹木料を返還すること。

イ 運用協定における定めについて

大要以下の(ア)及び(イ)の事項を運用協定において定めます。運用協定においては、搬出期間に関する事項について定めるほか、実施契約間の連続性を担保するため、次期実施契約に定めるべき事項を定めることとしています。

実施契約を締結していない期間が生じた場合に対応するため、実施契約で定めた ア(ウ)の内容は運用協定においても定めます。

(ア) 搬出期間について

① 森林管理局長は、ア(ア)⑦の通知において、当該樹木料に係る伐区の搬出期間を通知すること。

- ② 搬出期間は、樹木料の納付の日から3年間以内で森林管理局長が指定した日までとすること。
- ③ 森林管理局長は、搬出期間について3年より短い期間を指定する場合は、その 理由を明らかにしなければならないこと。
- ④ 樹木採取権者は、搬出期間満了日までに樹木採取権の行使により所有権が移転した樹木を全て搬出しなければならないこと。
- ⑤ 樹木採取権者は、伐区に係る樹木の搬出を終えた場合、速やかに、当該伐区に 係る搬出済届を森林管理局長に提出しなければならないこと。
- ⑥ 樹木採取権者が搬出済届を提出した伐区又は搬出期間が満了した伐区において なお当該伐区から採取され搬出されていない樹木の所有権は、国に帰属すること。
- ⑦ 森林管理局長は、樹木採取権者により搬出済届が提出された後に当該伐区の跡地検査を行うこと。
- ⑧ 森林管理局長は、必要に応じて、実施契約に基づき樹木採取権者から採取済届が提出された後に、当該伐区の検査を行うことができること。
- ⑨ 樹木採取権者は、森林管理局長から⑦及び⑧の検査の立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと。
- ⑩ 樹木採取権者は、搬出期間の満了日までに対象となる樹木を搬出できず、搬出期間経過後に搬出することを希望する場合、搬出期間の満了日までに、森林管理局長に対し、搬出期間の延長を要する理由を付して搬出期間の延長を申請し、搬出期間は、森林管理局長が当該申請を承認した場合に限り、延長されること。ただし、不可抗力その他のやむを得ない事由により、搬出期間の満了日までに当該申請が行えない場合は、搬出期間の満了日後であっても当該申請を行うことができること。
- ① ①の搬出期間の延長期間は、通じて1年間を超えることができないこと。ただし、延長が数回にわたる場合であっても権利存続期間満了後3年を超えることができないこと。
- ① 樹木採取権者は、⑩の搬出期間の延長の承認があったときは、延長する日数1日につき、当該伐区に係る樹木料の1/1000に相当する金額の延期料を納付しなければならないこと。
- ③ ⑩から⑫にかかわらず、実施契約の規定に基づき採取期間が延長される場合で、搬出期間が採取期間に満たない場合には、延長された採取期間まで搬出期間も延長されること。この場合、樹木採取権者は、⑫の延期料を納付することを要しないこと。
- ④ ⑩から⑫にかかわらず、不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の搬出が行えない期間があった場合で、樹木採取権者が遅滞なく当該事由を申し出て森林管理局長の承認を受けた場合又は法第8条の13第3項に基づき事業が休止された場合には、当該期間の分搬出期間が延長されること。この場合、樹木採取権者は、⑫の延期料を納付することを要しないこと。
- ⑤ 樹木採取権者が採取した樹木について、④に違反して搬出しなかった場合にお

いて、国に損害があるときは、国は樹木採取権者にその賠償を請求することができること。

(イ) 次期実施契約に定めるべき事項

- ① 樹木採取権者は、搬出期間が実施契約期間を超えて定められている樹木で実施契約期間中に未採取に終わった樹木について、森林管理局長の承認を受けて、次期実施契約の施業計画に計上でき、当該樹木の搬出期間が次期実施契約における採取期間となること。
- ② 樹木採取権者は①の採取期間内に限り上記の樹木に相当する樹木料を再度納付することなく採取できること。

(5) 採取済届提出後又は採取期間満了後の樹木の取扱いについて

採取済届が提出された後、又は採取期間が満了した後に、伐区内に存する樹木のうち(4)ア(ア)⑦の確定通知において採取することとされた樹木で樹木採取権者に採取されなかった樹木については、樹木採取権を行使する意向がないものとみなし、当該樹木について国有林野の管理経営上必要な伐採を行うとき、樹木採取権者は損害の賠償を請求しないものとすることを実施契約及び運用協定に定めます。

(6) 支障木の取扱いについて

伐区の樹木を採取するため、伐区外で支障となる樹木(支障木)を伐採する必要がある場合、

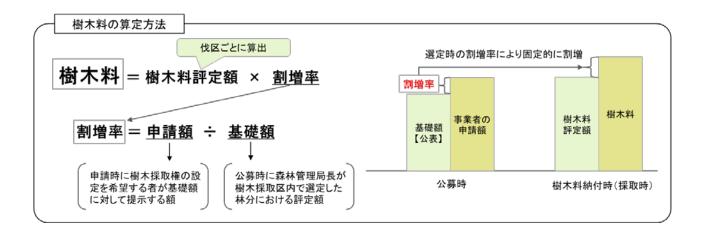
- ① 支障木が樹木採取区外の樹木であれば、あらかじめその支障木の伐採について森林 管理署長の承認を受けたうえで、別途、売買契約を森林管理署長と締結し、売買代金 を納付しなければ伐採してはなりません。
- ② また、支障木が樹木採取区内の樹木であれば、あらかじめ森林管理局長に樹木料を納付しなければ採取してはなりません。

なお、樹木採取区の内外を問わず、それらの価額については、森林管理局長が定める 立木価格評定要領(非公表)により算出された価額となります。

樹木料の算定方法について

法第8条の7第4号に規定する樹木料の算定方法の概略としては、①採取を希望する伐区について、②森林管理局長が評定額を算定し、③その額に割増率を乗ずることで樹木料を算出するという方法である。③の割増率については、応募時に森林管理局長が示した林分の評定額と事業者の申請額との比率であり、この比率は樹木採取権の存続期間を通じて適用される。

具体的には、以下の1及び2のようになる。



1 樹木料の算定方法等

(1) 樹木料の算定単位 樹木料の算定単位は、伐区ごととする。

(2) 収穫調査

樹木料は、樹木採取権者が採取を希望する区域(伐区)ごとに算定することから、原則として、伐区は樹木採取区の区域内で樹木採取権者が明示するものとする。なお、国が図面で示した伐区を、現地での再現も含めて、樹木採取権者が是認する場合は、国が伐区を設定することができることとする。

収穫調査については、森林管理局長が定める収穫調査規程(以下「調査規定」という。) によることとし、毎木調査を行うことを基本とする。この場合、樹高については調査規程による樹高曲線法によることができる。また、択伐、複層伐及び間伐の収穫調査については、調査規程による標準地調査のうち本数拡大法によることができる。

(3) 樹木料の算定式

樹木料は、以下の式により森林管理局長が算定する。なお、樹木料評定額を算出する 樹木料評定式は、別添の「樹木料評定式並びにその変数及び係数」による。

樹木料 = 樹木料評定額 × 割増率^{※1}

- ※1 申請額※2を基礎額※3で除して得られる割合。権利の存続期間中、固定。
- ※2 事業者が、樹木採取権に基づき行う事業について検討した上で、公募時に森林管理局長が示した林分(以下「基礎額算定林分」という。)について、支払ってもよいと考え、国に提示する額。
- ※3 基礎額算定林分について、森林管理局長が算定し、公募時に公表した額。

(4) 樹木料評定式

樹木料評定式は、立木販売実績を基に販売価額を求めるため、統計的な手法を用いて作成した式である。具体的には、樹木採取権制度の創設に当たって、平成26年度から平成30年度までの国有林野事業での立木販売実績(一般競争入札)を基に、収穫調査の結果、近隣の原木市場等の丸太価格、木材生産に係る経費など様々な変数と係数を用いて樹木料の算定に用いる樹木料評定額を算出する式として、重回帰分析*により作成されたものであり、その時々の丸太価格や経費を反映させることが可能なものである。そのため、原則として、権利の存続期間中、変更しない。一方で、極めて著しい経済その他の状況変化等が認められた場合はこの限りではない。

森林管理局長は、公募時に樹木採取区ごとに樹木料評定式を公表し、当該式を用いて、 樹木料評定額を算出する。算出に当たっては、収穫調査の結果(樹木採取権者に提示) や、近隣の原木市場等における丸太価格(直近1年間の価格を平均。対象となる樹木か ら生産されると見込まれる丸太に適用。非公表)、木材の生産経費(非公表)等を因子と して用いることとする。

※ 重回帰分析は、多数のデータから結果を予測する多変量解析の手法の一つで、総合的な評価を個別の項目評価から予測するために用いられる。

(5) 生産に係る固定経費の取扱い

森林管理局長は、樹木料の算定に当たって、施業計画における近接する伐区について、 樹木の採取、搬出及び運搬に係る林業機械の回送費などの固定経費(以下「生産固定経費」という。)が共通するとみなせるものをそれらの伐区間で按分する。ただし、作業道に係る経費は除くものとする。

生産固定経費が共通するものとみなす伐区については、施業計画において定めることとする。ただし、生産固定経費が共通とみなすことができるのは、各伐区の面積の合計が 10ha 以下の場合に限る。なお、生産固定経費の按分の基礎となる面積及び割合は、施業計画の面積によるものとし、按分する生産固定経費は、実行計画(案)に基づきそれぞれの年度に算定するものとする。

(6)上限単価(円/m3)の設定

樹木料評定式で算出した樹木料評定額を樹木の材積の合計で除した単価 (円/m3) が、森林管理局長が公募で公表する地域における直近 1 年間の一般競争入札による立木販売実績の最高単価を超える場合、立木販売実績の最高単価を対象となる樹木の材積の合計に乗じた額を樹木料評定額とする。

2 基礎額算定林分の選定

(1) 選定方法

樹木採取区の区画を林分内容及び搬出条件の2つの因子でグループ分けし、その中で 伐採方法ごとに偏りがないよう基礎額算定林分を選定する。

具体的には、公募時点で採取が可能な林齢となっている区画の中から、既存の森林調査簿データ等を活用して偏りのないような方法で選定する。なお、以下のアからエに標準例を示すが、各項目(林分条件及び搬出条件のそれぞれで3項目以上を設定。)及び評価に関する数値については、地域の状況を踏まえ、森林管理局長が定めることとする。

ア 林分内容の項目設定

森林調査簿データ等を活用して数値化。なお、樹種が混在する場合は、必ず項目と して樹種構成を含むこと。

イ 搬出条件の項目設定

森林調査簿データ(林道からの距離、傾斜等)、図面その他のデータ(基本図による 地形の複雑さ、道と作業地との間の河川等障害の有無等)を活用して数値化。

ウ 各区画の分類

伐採方法ごとに、林分内容をX軸、搬出条件をY軸とする平面に樹木採取区となる 各区画をプロットし、ぞれぞれの平均以上、平均以下で4分類する。

エ 基礎額算定林分の選定

それぞれの分類の中庸な箇所を1箇所以上、基礎額算定林分として選定。従って、 基礎額算定林分は最低でも4×伐採方法別の数(一つの伐採方法で区画が4に満たない場合はその数)だけ選定する。

オ 基礎額算定林分の追加

基礎額算定林分の面積の合計が、樹木採取区の採取可能面積の5%に満たない場合は、5%以上となるまで、中位の分類(林分状況が平均以上で搬出条件が平均未満、若しくは林分状況が平均未満で搬出条件が平均以上)から区画を追加する。

なお、基礎額算定林分の選定は上記のように行うが、その結果、明らかな偏りが生じている場合は、森林管理局長の判断により、新たな区画を基礎額算定林分として追加することとする。

(2) 一つの区画に複数の伐区を設定する場合

ア 基礎額算定林分の選定

公募に当たって、森林管理局長は伐区を想定し(以下「想定伐区」という)、当該伐 区の中から基礎額算定林分を選ぶことができることとする。想定伐区は、当該地域で 通常行われている伐採搬出方法で、採取の基準等に適合するよう採取する場合に想定される伐区として、図面上に明示する。

この場合、採取可能面積の算定に当たっては、想定伐区の面積を一つの区画面積と みなすこととする。なお、面積の計測は GIS 等により行う。

一つの区画の中に複数の想定伐区を設定した場合、個々の想定伐区の林分内容については、森林調査簿データに加えて衛星画像等により想定伐区ごとの樹種構成等を判定し、これにより点数化して、(1)のウ及びエと同様に、基礎額算定林分を選定することとする。なお、この場合においても、基礎額算定林分の合計面積は当該樹木採取区の採取可能面積の5%以上とする。

イ 採取時の伐区の設定

樹木採取権者は、採取に当たって、森林管理局長の示した想定伐区に縛られず、樹木を採取する際の伐区の設定については、採取の基準等に適合するよう伐区を設定することができる。

(3) 基礎額算定林分の収穫調査

基礎額算定林分の収穫調査における現地の表示に当たっては、事後的に基礎額算定林分であることが分かり、通常の収穫調査での区域表示と区別できるよう、ペンキ又はテープの色を変える等の方法により表示を行う(基礎額算定林分をそのまま伐区とすることもあり得ることに留意すること)。

また、公募時に公表する視覚的な情報として、収穫調査の際に林況写真等を準備することが望ましい。

(4) 基礎額の算定

基礎額の算定は、基礎額算定林分について、1の樹木料評定額の算出方法により行う。この場合、基礎額算定林分を、その時点で単独で採取することを前提にせず、通常想定される各区画並びに想定伐区を採取する順番及び組合せを考慮し、基礎額算定林分の採取に当たって作設されていると想定される作業道、同時に採取される区画等を前提に算定する。

また、生産固定経費については、当該基礎額算定林分と近接する区画を伐区とし、基 礎額算定林分と当該伐区について、樹木の採取、搬出及び運搬における生産固定経費が 共通するものとみなし、按分して算定する。

(5) 基礎額算定林分の選定過程等の公表

基礎額算定林分の選定過程及び基礎額算定時に想定した既設作業道、生産固定経費を 共通とみなす伐区等について公募時に公表する。

〈樹木料評定式〉

log_e(樹木料評定額) = a₀ + Σa_ix_i = a₀ + a₁x₁ + a₂x₂ + · · · + a_{n-1}x_{n-1} + a_nx_n

北海道	北海道以外の局					
分	類	変数	係数			
	I	X _i	a _i			
			面積(10ha~)(ha)	-0. 00583873		
		林齢(年)	0. 00303154			
		平均単木材積(m3/本)	0. 14407756			
		平均樹高(m)	-0. 00733571			
	林八	複層伐材積比率	-0. 40512687			
	分内	間伐材積比率	-0. 66256958			
量 的	容	スギ材積比率	0. 31813105			
デー		ヒノキ材積比率	0. 50996361			
タ		カラマツ材積比率	0. 94299672			
		広葉樹材積比率	-0. 37119475			
		低質材材積比率	-0. 20198344			
	丸	log 丸太価額(円)	1. 71485660			
	太	丸太単価(円/m3)	-0. 00005204			
	経	log 生産変動経費額(円)	-0. 63392982			
	費	log 生産固定経費額(円)	-0. 09665558			
		ブロック6_青森西部	-0. 17983197			
		ブロック8_北岩手	0. 07803766			
		ブロック9_南岩手	-0. 28803013			
		ブロック10_宮城	0. 14671565			
		ブロック11_秋田県北	-0. 11196794			
		ブロック12_秋田県南	-0. 07012493			
		ブロック13_山形	-0. 11603241			
		ブロック14_浜通り	0. 59941072			
		ブロック15_中通り	0. 42232668			
カ		ブロック17_栃木	0. 14907033			
テ ゴ	販売	ブロック18_群馬	-0. 08445743			
IJ	ブロ	ブロック19_新潟	-0. 17969622			
デ 	ック	ブロック20_茨城	0. 14824474			
タ		ブロック21_東京	-0. 14282769			
		ブロック24_東北信	-0. 25063248			
		ブロック28_愛知	0. 19877571			
		ブロック29_紀伊	0. 12983810			
		ブロック31_瀬戸内	0. 05674899			
		ブロック33_四国	-0. 13832024			
		ブロック34_北九州	0. 04551394			
		ブロック35_熊本	0. 05764722			
		ブロック36_大分	0. 09307658			
		ブロック37_宮崎	0. 07449192			
定	数	定数	-1. 32647267			

<u> </u>	Ľ	海	道	局
г				

北海道	可		
分	類	変数	係数
,,	AR .	Xi	a _i
		立木材積(m3)	-0. 00009987
		面積 (ha)	-0. 02893065
		面積(10ha~)(ha)	0. 02874778
	林	林齢 (年)	0. 00183648
	分 内	平均単木材積(m3/本)	-0. 20610697
	容	本数密度(本/ha)	-0. 00014856
量		複層伐材積比率	0. 21467396
的 デ 		カラマツ材積比率	0. 48012594
タ		広葉樹材積比率	-0. 70811763
		低質材材積比率	-0. 88463018
	丸 太	原料材材積比率	2. 18777780
		log 丸太価額(円)	3. 06664510
		log 生産変動経費額(円)	-1. 60527520
	経 費	生産変動経費単価(円)	-0. 00004939
		log 生産固定経費額(円)	-0. 16556322
カテゴリー	販売	ブロック1_札幌	-0. 09686672
データ	ブロック	ブロック3_北見	0. 15145865
定	数	定数	-6. 53129951
			•

【凡例】

- 1. 立木材積:採取対象となっている樹木の材積の合計
- 2. 面積:採取対象の伐区の面積
- 3. 面積(10ha~):間伐等で伐区の面積が10haを超える場合、面積から10haを減じたもの
- 4. 林齢:対象樹木の林齢(複数の林齢の樹木が対象とされている場合は、最も立木材積の多い樹木の林齢)
- 5. 平均単木材積:採取対象の立木材積の合計を採取対象の樹木の本数の合計で除したもの
- 6. 本数密度:採取対象の立木の本数の合計を面積で除したもの
- 7. 平均樹高:採取対象となっている樹木の樹高の平均
- 8. 複層伐材積比率:採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する複層伐で採取されるとされている立木材積の割合
- 9. 間伐材積比率:採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する間伐で採取されるとされている立木材積の割合
- 10. スギ材積比率:採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するスギの立木材積の割合
- 11. ヒノキ材積比率:採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するヒノキの立木材積の割合
- 12. カラマツ材積比率:採取対象とされる樹木の合計立木材積に対するカラマツの立木材積の割合
- 13. 広葉樹材積比率:採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する広葉樹の材積の割合
- 14. 低質材材積比率(北海道以外の局): 採取対象とされる樹木の合計立木材積に対する低質材の 立木材積の割合
- 15. 低質材材積比率(北海道局):採取対象とされる樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積の合計に対する低質材の材積の割合(非公表)
- 16. 原料材材積比率:採取対象とされる樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積の合計に対する原料材の材積の割合(非公表)
- 17. 丸太価額:採取対象の樹木から生産が見込まれる丸太の規格別の材積に、近隣の原木市場等の 丸太価格(立木販売の評定の際に用いる丸太単価の直近1年間の平均)を乗じた価額(非公 表)
- 18. 丸太単価:丸太価額の合計を、生産が見込まれる丸太材積 の合計で除した価格(非公表)
- 19. 生産変動経費:採取対象の樹木から丸太を生産するために要すると見込まれる変動経費(非公表)
- 20. 生産変動経費単価:生産変動経費の合計を、生産が見込まれる丸太材積の合計で除した価格(非公表)
- 21. 生産固定経費:採取対象の樹木から丸太を生産するために要すると見込まれる固定経費(非公表)
- 22. 販売ブロック: 林野庁長官が国有林材の加工・流通圏域等を勘案して設定した区域 (Xi=1)

第16章 定期報告等

(1) 法の規定

(指示等)

第八条の二十一 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(2) 定期報告等の内容について

森林管理局長は、樹木採取権者の事業の実施状況及び国有財産である樹木の採取の状況を把握する必要があるため、随時の報告とは別に、毎年度の定期報告等を樹木採取権者に求めることとし、運用協定においてその旨を定めることとしています。毎年度の事業の実施状況等に係る定期報告の提出時期は、原則として翌年度の5月中となります。樹木採取権者は、定期報告として「第12章 施業計画等」(4)の実行報告及び「第14章 木材の安定な取引関係の確立」(6)イ(ア)の報告のほか、運用協定において、報告事項として定められたものを報告する必要があります。

(3) 定期報告の内容の確認について

森林管理局長は、定期報告を受けたときには、主に以下の内容を確認し、必要に応じて調査を実施するとともに、適切とは言い難い事項が認められた場合には、「第11章 樹木採取権実施契約」(7)のとおり対応するほか、審査基準等通知を踏まえ、指示又は樹木採取権の取消しを行います。

ア 採取の基準への適合について

定期報告の内容が採取の基準に適合しているかを確認します(「第12章 施業計画等」を参照)。特に、上限採取面積及び最低採取面積については、以下のとおり対応を行います。

実施契約の最終年度に係る定期報告においては、単年度上限採取面積に加えて総計 上限採取面積及び総計最低採取面積についても確認します。

採取面積が総計最低採取面積に達していなかった場合には、森林管理局長は、未達の理由について樹木採取権者に報告を求め、その理由が災害による採取の不実行、不況その他の社会経済情勢によるもの等の合理的なものであるか確認することとなります。

上限採取面積については、実行計画案の段階でその範囲内にあることが森林管理局長により確認され、その後も森林管理局署等の職員が定期的に事業地を確認することとなるため、実行報告の段階で採取面積が上限採取面積を超える状況は基本的に想定し難いものの、採取面積が上限採取面積を超過した場合には、その理由について樹木採取権者に報告を求め、合理的な理由に基づくものか確認することとなります。

イ 木材取引計画への適合について

木材取引計画と取引実績が相違している場合には、森林管理局長はその理由を確認し、その理由が、合理的なものであるかを確認することとなります。

また、森林管理局において開催される国有林材供給調整検討委員会において、樹木採取権者による取引について地域の木材需給等に具体的な悪影響が生じていると判断された場合には、森林管理局長が調査を行い、必要な対応を行う場合があります。

(4) その他の報告について

(2)の定期報告のほか、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること等の法第8条の10第1項第1号の基準への適合状況に関する報告、公募の際に示された参加資格要件のうち木材の需要開拓の状況等の定期的な確認が必要な事項に関する報告(「第14章 木材の安定的な取引関係の確立」を参照)、樹木採取権者の支配権の変動時における報告(「第21章 樹木採取権者に係る支配権の変動等」を参照)等について、運用協定において定めることとしています。

第17章 植栽等

(1) 法の規定

(採取跡地の植栽)

第八条の二十五 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業 として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者 に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

(2) 省令の規定

(樹木採取権者の選定に関し必要となる事項)

- 第二十八条の九 法第八条の九第一項第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。
 - $-\sim$ 三 (略)
 - 四 採取跡地における植栽の実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項

(評価事項)

- 第二十八条の十一 法第八条の十第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 (略)
 - 二 採取跡地における植栽の効率的な実施その他の国有林野の適切かつ効率的な 管理経営の実施の確保に対する寄与の程度

(樹木採取権実施契約で定める事項)

- 第二十八条の十三 法第八条の十四第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、 次のとおりとする。
 - 一•二 (略)
 - 三 採取跡地における植栽の実施に関する事項

(3) 法に基づく採取跡地における植栽の申入れについて

国有林における立木販売等による伐採跡地については、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、国と事業者との間で造林事業請負契約を締結することにより、国が責任を持って確実に植栽を実施しています。樹木採取区の採取跡地においても同様に、国が責任を持って植栽を行うこととなります。

一方で、伐採から植栽までを一体的に行う作業システム(以下「一貫作業システム」という。)により、伐採及び搬出時に用いる林業機械を地拵え又は苗木等の資材運搬に活用できるとともに、これらを行う機械及び人員の輸送が省略でき、採取跡地における植栽に係る経費を低減させることが可能となるため、法第8条の25に基づき、森林管理局長は、樹木採取権者に対し、採取跡地における植栽を樹木の採取と一体的に行うよう申し入れることとされています。

この申入れは、森林管理局長が公募時に示す実施契約の案に、樹木採取権者が国の 示す委託条件に従って樹木の採取に併せて当該樹木の採取跡地において適切に植栽を 行う旨の条項等の植栽に関する事項を設けることにより行われます。

樹木採取権者が一貫作業システムによる植栽の作業を行わない場合には、国は別の 事業者に植栽の作業を委託する必要が生じ、植栽に係る経費が低減できず、国有林野 の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあります。

このため、「第3章 公募」(4)ス(ウ)のとおり、樹木採取権の設定の申請に必要な書類として、樹木採取権者となった際には国から提示された実施契約の案により実施契約を締結する旨を誓約する書面を位置付けるとともに、法第8条の10第1項第4号に基づき、当該書面を提出することを公募において示される参加資格要件とすることとしています。

このことにより、樹木採取区における樹木の採取跡地において、国との契約に基づき植栽を行う意思を表明しなかった申請者については、樹木採取権者に選定されないこととなります。

(4) 樹木の採取と造林事業請負契約に関する手続等について

樹木採取権者は、実施契約及び運用協定に基づき、樹木の採取跡地における造林*1について、国*2と毎年度個別に造林事業請負契約を締結することとなります。この契約は随意契約であり、国有林野事業において一般的に用いられる造林事業請負契約約款、標準仕様書等により構成されます。

この造林については、国が経費を支出することとなるため、計画的な予算執行と樹木採取権者による木材の需要状況等に応じた弾力的な樹木の採取を両立する観点から、原則として**3以下のアからウのとおり運用することとなります。

これらの事項については、実施契約及び運用協定の案として、公募時に示します。

- ※1 法第8条の25においては、樹木を植える行為として「植栽」の用語を用いていますが、植栽を行うに当たっては、植栽前の地拵え、植栽に必要な苗木の調達、防護柵の設置等の獣害対策等も必要となり、これらを一体的なものとして、以降「造林」の用語を用いています。
- ※2 立木販売の伐採跡地における造林と同様、実施契約に基づき、森林管理署長が 造林事業請負契約の契約主体となります。
- ※3 原則に当たらないものとして、国庫債務負担行為による造林事業請負契約を行 う場合の手続が該当します。

ア 造林事業請負契約の前提

造林事業請負契約を締結するに当たっての前提は、以下の(ア)から(キ)のとおりです。

- (ア)契約単位については、樹木採取権者の弾力的な樹木の採取及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から、原則として伐区ごとになります。ただし、同時期に作業を行うことが可能な複数の伐区については、同一単位として契約します。契約の分割は、(エ)のとおり、年度内に植栽の完了見込みが立たず、その植栽作業の契約を翌年度に行う場合に限定します。
- (イ)造林事業請負契約の予定価格は、造林が当該樹木の採取と一体的に行われることを を踏まえ、一貫作業システムによる機械地拵え等を前提として積算します。

- (ウ) 植栽に必要な苗木及び防護柵等の獣害対策資材については、仕様書等に基づき樹木採取権者が調達することとなります。
- (エ) 植栽については、春、秋等の植栽の適期に行うものとして、樹木を採取する年度に地拵えの契約を締結し、翌年度に植栽の契約を締結することも可能です。なお、樹木を採取する年度に地拵え作業が完了する見込みが立たない場合は、翌年度に請負契約を締結することも可能ですが、その場合も(イ)の一貫作業システムを前提とした積算となります。
- (オ) やむを得ない事由がある場合を除き、搬出済届が提出された年度の翌年度中まで に植栽が完了するように請負契約を締結するものとします。
- (カ)造林の完了検査後の気象害等への対応など、契約不適合責任に関する事項については造林事業請負契約約款に基づき対応することとなります。
- (キ)造林の請負契約は通常、年度内の事業期間が設けられるため、契約を締結した場合は、当該箇所における樹木の採取及び搬出も当該契約の事業期間内に完了させ、造林を完了する必要があります。樹木採取権者の責に帰すべき理由により、期間内に作業が完了しない場合、国は樹木採取権者に対し、造林事業請負契約約款に基づき履行遅滞に係る損害金の請求や請負契約の解除を行うこととなります。
- イ 造林事業請負契約締結の手続

造林事業請負契約締結までの手続は以下の(ア)から(エ)のとおりです。

- (ア) 樹木採取権者は、「第12章 施業計画等」(4) イのとおり、樹木の採取を予定する前年度に森林管理局長に提出する実行計画の案において、造林事業請負契約締結 希望時期及び造林事業請負契約完了見込み時期を記載します(実施契約及び運用協 定において約定)。
- (イ)森林管理局長は、(ア)の実行計画の案における造林事業請負契約締結希望時期を 踏まえ、造林に係る予算を計上するよう調整を行います。
- (ウ)(ア)の実行計画の案に基づき、森林管理局長及び樹木採取権者は、当該年度の8 月末までに、伐区ごとに、当該年度に造林事業請負契約を締結できるか否か及び締 結予定日についての最終の確認及び調整を行います。

国及び樹木採取権者は、上記の確認及び調整に基づき、当該年度に造林事業請負契約を締結することとした伐区については、災害等やむを得ない事由がない限り、 当該年度に造林事業請負契約を締結するものとします。

当該年度に造林事業請負契約を締結しないこととした伐区については、森林管理 局長及び樹木採取権者は、翌年度以降の造林事業請負契約の締結の時期について、 確認及び調整を行います。

(エ) 当該年度に造林事業請負契約を締結することとした伐区について、森林管理署長 と樹木採取権者の双方が、造林事業請負契約を締結する面積等について確認の上、 国が予定価格を作成し、国は樹木採取権者から見積書を徴取して、造林事業請負契 約を締結します。

この造林事業請負契約の締結は、樹木採取権者が樹木採取に着手した日から搬出済届が提出されるまでの間に行います。

ウ 造林事業請負契約締結に係る留意事項

イ(エ)において樹木採取権者が提出する見積書の額が、国が定める予定価格以下 とならず、造林事業請負契約を締結できなかった場合、国は当該造林事業請負契約の 締結について、一般競争入札に付すものとし、樹木採取権者は当該入札に参加しては ならないものとします。

なお、造林事業請負契約を締結できないことは、実施契約又は運用協定の違反に当たる可能性があります(「第 11 章 樹木採取権実施契約」(7) を参照)。

(5) 採取跡地における分収造林の設定について

ア 採取跡地における分収造林契約の締結について

採取跡地における造林は、造林事業請負契約の締結だけでなく、分収造林契約の締結によっても可能となります。このため、実施契約及び運用協定において、以下の (ア)から(エ)のとおり定めます。

- (ア) 樹木採取権者と森林管理局長が採取跡地の造林に係る分収造林契約を締結した場合には、国は当該箇所について造林事業請負契約を締結しないこと。
- (イ) 樹木採取権者は、採取跡地において分収造林の設定を希望する場合には、実行 計画の案を提出する時点でその旨を国に通知しなければならないこと。
- (ウ) 国の造林の計画に変更が生じないようにするとともに、樹木採取権者が樹木の 採取及び分収造林契約に基づく造林を効率的に実施できるようにするため、分収 造林契約が滞りなく締結されるよう、森林管理局長と樹木採取権者は協力しなけ ればならないこと。
- (エ) 樹木採取権者と分収造林の造林者としての地位が同一人に帰属することにより権利関係が複雑化することを防ぐため、樹木採取権者は分収造林契約の締結予定箇所の採取が完了した時点で、当該箇所の樹木採取権を放棄し、当該放棄に係る登録が終了した後に、樹木採取権者及び森林管理局長は、当該分収造林契約を締結すること。
- イ 採取跡地における分収造林の設定の可否について

例えば、林小班のごく一部に分収造林を設定する場合、林小班のごく一部を残して 分収造林を設定する場合、同一林小班内又は複数林小班にわたって分散して分収造林 を設定する場合には、国有林野の効率的な管理経営に支障が生じるおそれがありま す。

このため、樹木採取権者が採取跡地において分収造林契約を締結することを希望した場合、森林管理局長は、その可否について、分収造林契約締結後の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の観点から判断することとなります。分収造林契約を締結しないこととした場合、(4)のとおり、国と樹木採取権者が造林事業請負契約を締結することとなります。

採取跡地において、樹木採取権者が分収造林契約を締結する場合の取扱いについては、分収造林に係る関係法令、国有林野管理規程(昭和36年農林省訓令第25号)、 国有林野の貸付け等の取扱いについて(昭和54年3月15日付け54林野管第96号林 野庁長官通知)、分収造林の積極的推進について(昭和58年5月4日付け58林野管 第 103 号林野庁長官通知)など分収造林に係る関係通知によるものとします。なお、 分収造林の積極的推進についてにおいて、分収造林の面積は、1 ha を下回らない面 積で分収造林契約の契約相手方が3年以内に造林することが可能な面積とされていま す。

ウ 採取跡地における第三者による分収造林の設定について

樹木採取区内の採取跡地における第三者による分収造林の設定については、権利関係が複雑化すること及び樹木採取権者及び国の植栽に係る計画の変更、当該区域の樹木採取権の放棄等の調整が発生し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、基本的に想定していません。

第 18 章 リスク分担

樹木採取権の設定の時点では、当該樹木採取権の存続期間中に発生する可能性のある事故、天災等一切の事態を正確には予測できず、これらの事態が顕在化した場合には、樹木採取権に係る事業に要する支出又は樹木採取権に係る事業から得られる収入に影響が生じる可能性があります。

このような不確実性のある事態によって損失が発生する可能性がリスクであり、リスク 分担は国及び樹木採取権者に求められる金銭の負担額にも影響を与えるものであることか ら、実施契約及び運用協定において、リスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む 措置について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することが望ましい ところです。

リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本であり、かつ、リスクが顕在化する場合にその責めに帰すべき事由の有無に応じて、リスクの負担者が決定されることが基本となります。

具体的なリスクの内容、負担者及び個別のリスクに対して負担者が取る対応方法については、実施契約及び運用協定ごとに定めることとなりますが、樹木採取権に係る事業において生じうるリスクの内容としては、以下のようなものが考えられます。

表 13: リスクの内容(例)

リスクの類型	リスクの内容
(1)一般事項	
不可抗カリスク	・天災、人為的事象(戦争、テロ、暴動等)等、通常の予見可能な 範囲外のものであって、樹木採取に直接影響を及ぼす事象
法令等変更リスク	・法令等の変更
第三者損害リスク	・事故による第三者の身体財産への損害
金利変動リスク	・金利変動による資金調達に伴う利息の増加
物価変動リスク	・物価変動による樹木採取等の費用の増加
許可取得に関するリスク	・樹木の採取に必要となる法令に基づく許可が取得できない場合
計画変更リスク	・予期しない事情による施業計画の変更
(2) 樹木採取	
調査に関するリスク	・収穫調査結果と実態に乖離があった場合
採取に関するリスク	・採取の遅延、採取費用の増加、誤伐等の賠償
(3) 事業の休止、権利取消し	
事業の休止リスク(不可抗力	・事業が休止となる場合
リスク除く)	・ 尹木ル・小上 こ な 心 物 口
権利の取消しリスク	・樹木採取権が取消される場合

第19章 樹木採取権の取消し等

(1) 法の規定

(樹木採取権の取消し等)

- 第八条の二十二 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると きは、樹木採取権を取り消すことができる。
 - 一 樹木採取権者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 偽りその他不正の方法により樹木採取権者となつたとき。
 - ロ 第八条の十一第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなったと き。
 - ハ 第八条の十二第四項の納付期限までに権利設定料を納付しなかつたとき。
 - 二 第八条の十三第一項若しくは第二項の規定に違反して事業を開始しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。
 - ホ 事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明 らかになつたとき。
 - へ ホに掲げる場合のほか、第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において 定められた事項について重大な違反があつたとき。
 - ト 第八条の十四第四項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区にお ける樹木を採取したとき。
 - チ 第八条の十八第一項の規定による届出をしなかつたとき。
 - リ 第八条の十八第二項の期間内に樹木採取権の譲渡がされないとき。
 - ヌ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。
 - ル 第八条の二十四において準用する第十三条各号に掲げる事項の実施を怠つたとき。
 - 二 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により、抵当権の設定が登録されている樹木採取権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。
- 3 樹木採取区が国の所有に属しなくなつたときは、樹木採取権は消滅する。 (樹木採取権者に対する補償)
- 第八条の二十三 国は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による樹木採取権の取消し又は前条第三項の規定による樹木採取権の消滅(国の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によつて損失を受けた樹木採取権者又は樹木採取権者であつた者(以下この条において単に「樹木採取権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 前項の規定による損失の補償については、国と樹木採取権者とが協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積もつた

金額を樹木採取権者に支払わなければならない。

- 4 前項の補償金額に不服がある樹木採取権者は、その決定の通知を受けた日から 六月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。
- 5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。
- 6 前条第一項の規定により取り消された樹木採取権又は同条第三項の規定により 消滅した樹木採取権(国の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。)の上 に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨 の申出がある場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。
- 7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。
- 8 国は、第一項の規定による補償の原因となった損失が前条第一項の規定による 樹木採取権の取消しによるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をそ の理由を生じさせた者に負担させることができる。

(2) 樹木採取権の取消しについて

ア 取消しの基準について

樹木採取権の取消しは、審査基準等通知に定められた基準に基づき行われることとなります。

イ 取消しの手続について

(ア) 聴聞

樹木採取権の取消しは行政手続法上の不利益処分に当たることから、森林管理局 長は、樹木採取権を取り消そうとするときは、同法に基づく聴聞手続を行う必要が あります。

樹木採取権を目的とする抵当権の抵当権者は、行政手続法第 17 条第 2 項の参加人となり、聴聞手続に参加することができると解されるため、森林管理局長は、樹木採取権者に同法第 15 条第 1 項の聴聞の通知を行う際には、当該樹木採取権を目的とする抵当権の抵当権者に同法第 15 条第 1 項に掲げる事項等を通知することとなります。

(イ)取消し

- ① 樹木採取権の取消しは、当該樹木採取権を目的とする抵当権の抵当権者にとって利害関係を有する事項であること
- ② 法第8条の22第1項第2号の規定による取消しが行われたときには、国は通常 生ずべき損失につき補償を行わなければなりませんが、補償額の支払いには一定 の期間を要すること

から、森林管理局長は、樹木採取権を取り消したときは、樹木採取権者に加え、当該樹木採取権を目的とする抵当権の抵当権者にもその旨を通知することとなります。

樹木採取権の取消しの通知には、行政手続法第 14 条第 1 項本文の規定に基づき、 同条ただし書の場合を除き、当該取消しの理由を示します。

- (3) 樹木採取権の消滅について 樹木採取区が国の所有に属しなくなったときは、樹木採取権は消滅します。
- (4) 法第8条の23の規定に基づく樹木採取権者に対する損失補償について 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得な い必要が生じたときに樹木採取権を取消す場合又は国の責めに帰すべき事由により樹 木採取権が消滅する場合には、国は、樹木採取権者に対して通常生ずべき損失を補償し なければならないこととされています。

法令においては、損失補償額の算出方法については言及していませんが、公共用地補 償基準の考え方に従い補償することになると考えられます。

具体的には、漁業法(昭和24年法律第267号)等他の制度における補償の例に倣い、 土地収用手続において収用委員会の裁決の基準となる土地収用法第88条の2の細目を 定める政令(平成14年政令第248号。以下「収用政令」という。)及び公共用地を取 得する場合において事業者の補償の基準となる公共用地の取得に伴う損失補償基準要 綱(昭和37年6月29日閣議決定)の考え方に従い、実施することとなると考えられま す。

第20章 樹木採取権の存続期間の満了後等の取扱い

樹木採取権が樹木採取権の存続期間の満了、樹木採取権の放棄、取消し等により消滅した場合の、納付済みの樹木料、採取された樹木の搬出、樹木採取権者が設置した施設、樹木の採取跡地における造林の取扱いについては、以下のとおりとなります。

(1) 樹木採取権の存続期間が満了した場合の取扱いについて

ア 実施契約の取扱いについて

樹木採取権の存続期間が満了した場合には、樹木採取権は消滅し、樹木採取権者は 樹木採取権者でなくなることから、実施契約の契約期間も樹木採取権の存続期間を超 えることはできません。

イ 樹木の採取及び樹木料の取扱いについて

樹木料を納付していても、樹木採取権の存続期間が満了した場合には、樹木採取権者であった者が、樹木を採取することはできません。

樹木採取権者は、樹木採取権の存続期間の末日までに樹木の採取が可能と見込み、 樹木料を納付したものであると考えられることから、納付された樹木料は、原則とし て返還されないことを実施契約及び運用協定に定めます。

ウ その他の事項の取扱いについて

樹木採取権の存続期間満了後の施設の収去、搬出木の取扱い、樹木の採取跡地における造林、実績の報告等について、運用協定に定めます。

なお、実績の報告については、運用協定に以下の内容を定めます。

- ① 樹木採取権者は、樹木採取権の存続期間満了後2か月以内に第16章(2)の 定期報告、第14章(6)イ(イ)と同様の報告等を行わなければならないこと。
- ② 森林管理局長は、①の報告内容について評価を行い、申請書に記載した事項が 実施されなかったと認められる場合には、その旨及び樹木採取権者が樹木採取権 の存続期間の満了後2年以内に樹木採取権の設定の申請を行った場合には当該評 価を踏まえて評価を行う旨を通知すること。
- ③ ①の報告時において、採取した木材の搬出が終了していないとき、木材の取引が終了していないときその他の樹木採取権に係る事業が終了していないと認められるときは、樹木採取権者はこれらの事業が終了した後、遅滞なく国に報告しなければならないこと。

(2) 樹木採取権の取消し等があった場合の取扱いについて

樹木採取権の全部取消し、樹木採取区が国の所有に属しなくなった場合における樹木採取権の全部の消滅、樹木採取権の全部の放棄があった場合には、原則として、樹木採取権の存続期間の満了時と同様に取り扱うこととなります。

しかしながら、法第8条の22第1項第1号のイからルまでのいずれかに該当したと して樹木採取権の全部が取り消された場合においては、その後の造林を樹木採取権者 であった者に委託することは適切とはいえないなど、樹木採取権の存続期間の満了時とは異なる取扱いをすべき事項について、運用協定に定めます。

なお、樹木採取権の一部の取消し、樹木採取区が国の所有に属しなくなった場合の 樹木採取権の一部の消滅、樹木採取権の一部の放棄があった場合には、当該箇所に係 る樹木採取権が消滅することとなりますが、当該箇所の取扱いについても、運用協定 に定めます。

第21章 樹木採取権者に係る支配権の変動等

樹木採取権者は、樹木採取権の存続期間にわたり、樹木採取権に係る事業を実施する能力を維持し、継続的に当該事業を実施する意思を有することが、選定手続を経て確認されています。

株式会社が樹木採取権者となる場合、株式譲渡等の株主の変動により、その支配権に変動が生じることがあります。支配権の変動により、外形上は同一の法人格であるものの、最終的な意思決定権限を有する者が変更されることから、従前とは異なる意思決定がなされる蓋然性が高くなることが考えられます。

したがって、支配権の変動があった場合には、従前の申請内容に従って、樹木採取権に係る事業を実施する能力等を維持し、当該事業を継続する意思を有するかを確認し、改善指示等を行う必要が生じることが考えられます。

このため、樹木採取権者に①から③の支配権の変動等があった場合、樹木採取権者は森林管理局長に遅滞なく報告することを運用協定に定めます。

- ① 樹木採取権者が会社法上の子会社等(「等」は、会社以外の個人や法人(社団法人等) が支配権を取得した場合が該当します。)となったとき又は会社法上の子会社等である場合に支配権の変動があったとき
- ② 株式会社以外の会社、会社以外の法人の形態において支配権の変動があったとき
- ③ 樹木採取権者が事業協同組合等の組合*である場合、事業協同組合等の組合員の変更があったとき
 - ※ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合については、組合の事業を実施する能力及び意思は、組合を構成する組合員により担保されることから、組合員の変更があったときに報告を求めることとしています。なお、個々の組合員が事業の実施に関して直接の意思決定権を有さない組合の場合、直接の意思決定権を有する者に変動があった場合が報告の対象となります。

第22章 樹木採取権の移転

(1) 法の規定

(権利の目的)

第八条の十六 樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

(処分の制限)

- 第八条の十七 樹木採取権は、分割し、又は併合することができない。
- 2 樹木採取権の移転(法人の合併その他の一般承継によるものを除く。以下この 条において同じ。)をしようとするときは、当該樹木採取権の移転を受けようとす る者は、農林水産大臣に申請して、その許可を受けなければならない。
- 3 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の九第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、第二項の許可をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、第二項の規定による申請が、次に掲げる基準に適合している と認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。
 - 一 その申請をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、 第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。
 - 二 その申請に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額 が、樹木採取権の移転をしようとする者の第八条の八第二項の申請書に記載さ れた同号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること。
- 6 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。
- 7 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした樹木採取権の移転 又は放棄は、その効力を生じない。

(樹木採取権の法人の合併その他の一般承継)

- 第八条の十八 法人の合併その他の一般承継によつて樹木採取権を取得した者は、 農林水産省令で定めるところにより、取得の日から三月以内に、第八条の九第一 項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出な ければならない。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、当該基準に適合しないと認めるときは、樹木採取権を譲渡するために通常必要と認められる期間として農林水産省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない
 - 一 その届出をした者が、第八条の十第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、 第八条の十一各号のいずれにも該当しないこと。

二 その届出に係る第八条の九第一項第一号の事業の基本的な方針及び申請額 が、被承継人の第八条の八第二項の申請書に記載された同号の事業の基本的な 方針及び申請額に照らして適当なものであること。

(2) 省令の規定

(樹木採取権の移転の申請)

- 第二十八条の十四 法第八条の十七第三項の申請書には、当該申請書に記載された 事項(法第八条の九第一項第二号に掲げるものを除く。)を証する書類を添付しな ければならない。
- 2 森林管理局長は、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは、法 第八条の十七第二項の規定による申請が同条第五項各号の基準に適合しているか どうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うことが できる。

(樹木採取権の一般承継の届出)

- 第二十八条の十五 法第八条の十八第一項の規定による届出には、同項の書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 法人の合併その他の一般承継があつたことを証する書類
 - 二 法第八条の十八第一項の書類に記載された事項(法第八条の九第一項第二号に掲げるものを除く。)を証する書類
- 2 森林管理局長は、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは、法 第八条の十八第一項の規定による届出が同条第二項各号の基準に適合しているか どうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うことが できる。

(樹木採取権を譲渡するための期間)

第二十八条の十六 法第八条の十八第二項の農林水産省令で定める期間は、届出をした者に同項の通知が到達した日から一年とする。

(3) 一般承継を除く樹木採取権の移転について

ア 樹木採取権の移転の許可について

法人の合併、個人の相続等の一般承継を除く樹木採取権の移転に当たっては、当該 樹木採取権の移転を受けようとする者が樹木採取権の設定の申請書と同内容の書類 を添付して申請し、森林管理局長の許可を受ける必要があり、許可を受けずに行った 樹木採取権の移転は効力を生じないこととされているため、事業者間で樹木採取権の 売買契約を締結し、売主が売買代金を収受したのみでは、樹木採取権は移転しません。

樹木採取権の移転の許可の申請は、樹木採取権の移転を受けようとする者が行うこととなりますが、許可後に樹木採取権者に樹木採取権の移転の意思がないことが確認される等のトラブルを避けるため、抵当権の実行、滞納処分及び強制執行に伴う樹木採取権の移転の場合を除き、当該申請に当たっては、樹木採取権の移転を受けようとする者は、樹木採取権者に移転の意思があることを証する書面を添付しなければならないこととしています。

イ 抵当権の実行、強制執行又は滞納処分との関係

樹木採取権に係る抵当権が実行された場合には、民事執行法の規定に従い、原則として担保不動産競売における最高価額買受申出人に当該樹木採取権が移転することとなりますが、樹木採取権については、抵当権の実行に係る移転についても当該樹木採取権の移転を受けようとする者が森林管理局長の許可を受けることが必要となります。強制執行又は滞納処分による樹木採取権の移転についても同様となります。

なお、抵当権の実行、強制執行及び滞納処分に伴い行われる競売に際しては、当該 競売に参加することを希望する者に対して、森林管理局長が買受適格証明書を発行す ることとします。森林管理局長は、買受適格証明書の発行に当たって、樹木採取権の 移転の許可と同様の審査を行います。

ウ 樹木採取権が移転した際の契約の取扱いについて

樹木採取権の移転の許可により、樹木採取権が移転した場合、国と新たな樹木採取 権者は新たに運用協定及び実施契約を締結することとなります。

(4) 樹木採取権の一般承継について

一般承継によって樹木採取権を取得した者は、取得した日から3か月以内に、樹木採取権の設定の申請書と同内容の書類及び規則第28条の15第1項の書類を添えて、森林管理局長にその旨を届け出なければなりません。

森林管理局長は、法第8条の18第2項の基準に届出者が適合しているかを判断し、 適合すると認めるときはその旨を通知し、適合しないと認めるときは1年以内に他の者 に樹木採取権を譲渡すべき旨を通知します。

第23章 樹木採取権の放棄

(1) 法の規定

(処分の制限)

第八条の十七 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意が なければ、これを放棄することができない。
- 7 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした樹木採取権の移転 又は放棄は、その効力を生じない。

(2) 政令の規定

(権利設定料の返環)

- 第八条 国は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合においては、既に納付された権利設定料の額に当該事由の発生により樹木を採取することができなくなった樹木採取区の面積が法第八条の十二第一項の設定の時点における樹木採取区の面積に占める割合を乗じて得た額を樹木採取権者に返還するものとする。
 - 一•二 (略)
 - 三 災害その他やむを得ない事由により樹木採取権を設定した目的を達することができなくなった場合において当該樹木採取権が放棄されたとき。

(3) 樹木採取権の放棄とその手続について

ア 樹木採取権の放棄について

みなし物権である樹木採取権は、放棄することが可能となっています。これは、法第8条の17第6項の規定により、抵当権の設定が登録されている樹木採取権については、その抵当権者の同意がなければこれを放棄することができず、同条第7項の規定により、当該同意を得ないでした樹木採取権の放棄は、その効力を生じないとされていることからも明らかです。

また、令第8条で示されているとおり、樹木採取権は、その一部を放棄することが可能となっています。

イ 樹木採取権の放棄の手続について

民法第 176 条において「物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる。」と規定されており、みなし物権である樹木採取権の放棄の効力を生じさせるためには、樹木採取権者から森林管理局長に対して、樹木採取権を放棄する旨の意思表示がなされることが必要です。

このため、樹木採取権者が樹木採取権を放棄する際には、森林管理局長に対して、 放棄する樹木採取権に係る樹木採取区の所在地及び面積、樹木採取権を放棄する理由 等を付した樹木採取権放棄届出書を届け出る必要があります。

森林管理局長は、樹木採取権放棄届出書を受理した際には、その内容を確認し、当 該放棄が権利濫用に当たらない場合には、当該放棄後の樹木採取権に係る樹木採取区 の所在地及び面積、権利設定料の返還の有無等を記した樹木採取権放棄確認通知書を、 当該放棄に係る樹木採取区の変更の公示後速やかに、樹木採取権者に通知することと なります。

なお、樹木採取権の放棄については、運用協定において、不可抗力等で樹木の採取が困難となった場合に、あらかじめ森林管理局長の承認を得なければならないことを 定めます。このため、森林管理局長は、当該承認を行った上で、上記の樹木採取権放 棄確認通知書の通知を行うこととなります。

ウ 採取を終えた箇所等の樹木採取権の放棄について

樹木の採取を終えた箇所など、樹木採取権の存続期間にわたり、樹木を採取する意向のない箇所、採取の基準により樹木を採取できない箇所については、樹木採取権を行使する見込みがないことから、毎年度の終了時点において、森林管理局長に樹木採取権放棄届出書を届け出ることを運用協定に定めます。

(4) 樹木採取権の放棄の登録における取扱いについて

樹木採取権者が、樹木採取権の全てを放棄した場合には、登録令第37条の樹木採取権の放棄による登録の抹消に当たります。また、樹木採取権の一部を放棄した場合には、登録令第27条第1項第1号の樹木採取区の所在地又は面積についての変更の登録に当たりますが、(3)のとおり、樹木採取権を放棄する旨の意思表示が国になされない限り、登録の原因となる事実が発生しないこととなります。

このため、樹木採取権の全ての放棄の場合にあっては、登録規則別表第2の第6の項添付書面の欄二の登録原因を証する書面として、樹木採取権放棄確認通知書の提出が必要となります。また、樹木採取権の一部の放棄にあっては、登録規則別表第2第1の項添付書面の欄イの変更があったことを証する書面として、法第8条の6第2項の規定に基づく樹木採取区の変更の公示があったことを証する書面又は樹木採取権放棄確認通知書の提出が必要となります。

(5) その他の留意点

樹木採取権の放棄について、

- ① 専ら取消しを回避するための放棄、法に基づく森林管理局長の指示を履行したくないがための放棄等、樹木採取権の放棄が権利濫用に当たる場合
- ② 森林管理局長に対する樹木採取権の放棄の意思表示がなされない場合には、当該放棄の効力が生じないことに留意が必要です。

また、樹木採取権者が、樹木採取権放棄届出書を森林管理局長に届け出ずに、国の職員に樹木採取権の放棄の意思表示した場合には、森林管理局長に対する樹木採取権の放棄の意思表示がなされたとは認められず、当該放棄の効力が生じない場合があるとともに、当該放棄の効力が生じる場合であっても、樹木採取権の放棄について、あらかじめ森林管理局長の承認を得なければならないという運用協定上の義務違反として樹木採取権者が違約金の支払義務を負う場合があることに留意が必要です。

第24章 会計・税制上の取扱い

(1) 樹木採取権の会計上の取扱いについて

樹木採取権者は、樹木採取権の存続期間にわたり、樹木を採取することにより収益を 獲得することになるため、樹木採取権が複数年の長期にわたり存続する事業に供される 資産であることは明らかです。

企業会計原則注解[注 16]では、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、 その加工若しくは売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとされていることか ら、樹木採取権は、企業会計上無形固定資産として扱うことになると考えられます。

また、樹木採取権の取得原価は、企業会計原則第三の五に示されるように、樹木採取権の存続期間にわたって、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分することが妥当と考えられます。

なお、企業会計原則注解[注20]に示された減価償却の方法のうちどの方法を選択するかは、資産の種類に応じた費用配分の原則の下、各企業の判断に委ねられますが、樹木採取権の存続期間中、毎年安定的に樹木を採取することが可能になるという点からは、定額法の適用が考えられます。

(参考)

企業会計原則(抄)

第三 五 資産の貸借対照表価額

(略)

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。

(略)

企業会計原則注解 (抄)

[注16] 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について (略)

商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産は、流動資産に属するものとし、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、その加工若しくは売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。

(略)

[注20] 減価償却の方法について

固定資産の減価償却の方法としては、次のようなものがある。

定額法 固定資産の耐用期間中、毎期均等額の減価償却費を計上する方法

定率法 固定資産の耐用期間中、毎期期首未償却残高に一定率を乗じた減価償却費を計上す

る方法

級数法 固定資産の耐用期間中、毎期一定の額を算術級数的に逓減した減価償却費を計上する方法

生産高比例法 固定資産の耐用期間中、毎期当該資産による生産又は用役の提供の度合に比 例した減価償却費を計上する方法

(略)

(2) 樹木採取権の税制上の取扱いについて

会計処理と同様に、税制上も無形固定資産として減価償却することになります。なお、 税制上定められた方法以外の方法によって減価償却を行いたい場合には、税務署長の承 認を得る必要があります。

また、樹木採取権の減価償却に当たり、その耐用年数については、樹木採取権の存続期間が適用されることになります。この存続期間は、樹木採取権の設定通知に記載された存続期間を用いることとなります。

(3) 樹木料の会計上の取扱いについて

国有林の立木販売においては、売買契約時に代金を支払いますが、立木の状態で所有権が移転することから、立木を購入した事業者側は、会計上、購入時において売買契約価額を取得原価として棚卸資産に計上し、その後、伐採時及び搬出時には、それぞれに要した支出を棚卸資産として計上することが一般的と考えられます。

一方で、樹木採取権の場合には、樹木の所有権は、実施契約の締結時又は樹木料の納付時ではなく、樹木の採取(伐採)によって樹木採取権者に移転します。

このことから、樹木料の支払時には、採取する樹木の対価の前払いをしているのみであるため、会計上、前渡金として処理し、樹木の採取により所有権が移転した時点で、 伐採した分に係る前渡金を棚卸資産として計上し、伐採及び搬出に要した支出について も棚卸資産として計上することになると考えられます。

なお、樹木を採取する都度、上記の処理を行うことは現実的ではなく、四半期ごとや 会計年度の期末に一括して処理することになると考えられます。

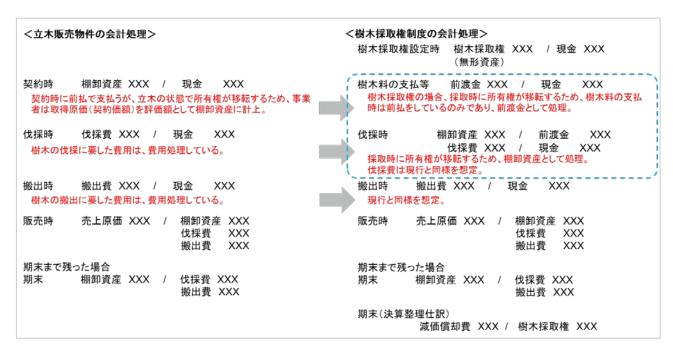


図14:立木販売物件と樹木採取権の会計処理のイメージ

(4)消費税の取扱いについて

消費税の課税対象は、基本的に、国内において事業者が行う資産の譲渡等(事業として対価を得て行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供)などです(消費税法第2条第1項第8号、第4条第1項)。また、その「資産の貸付け」には資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含むものとされています(消費税法第2条第2項)。

ア 権利設定料及び樹木採取権の売却に係る消費税の課税関係

樹木採取権の設定に際し樹木採取権者が納付する権利設定料は、消費税法上の「資産の貸付け」に含まれる「資産に係る権利の設定」の対価に該当し(消費税法基本通達 5-4-1)、非課税とされる消費税法別表第一に掲げる資産の譲渡等に該当しないことから、権利設定料に消費税が課されます。樹木採取権を売買する場合も同様にその売却価額に消費税が課されます。

なお、権利設定料又は樹木採取権の課税仕入れにつき、その価額が 100 万円を超える場合には、他のみなし物権と同様に消費税法上の調整対象固定資産の取得となります。

イ 樹木料に係る消費税の課税関係

樹木料は、樹木採取区において採取される樹木の対価として、樹木の財産価値に相当する額を納付するものであるため、立木販売における立木の売払代金と同様に、消費税法上の「資産の譲渡」の対価に該当し、非課税とされる消費税法別表第一に掲げる資産の譲渡等に該当しないことから、樹木料に消費税が課されます。

樹木採取権運用協定書

1 本樹木採取区

● (樹木採取区の名称)

2 樹木採取権存続期間

別紙1 (55) の期間

本樹木採取区に係る樹木採取権について、国と樹木採取権者は、各々対等な立場 における合意に基づいて、次の条項によって公正な樹木採取権運用協定(以下「本 協定」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

●年●月●日

玉

住所 ●

契約担当官 ●

樹木採取権者

住所

氏名又は名称

(代表取締役社長) ●

第1章 総則

(目的及び解釈)

- 第1条 本協定は、国及び樹木採取権者が相互に協力し、実施契約を締結し本樹木 採取区における本事業を円滑に実施するために必要な事項その他の効率的かつ安 定的な林業経営の育成及び国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保の 観点から国と樹木採取権者との間で取り決めておくべき一切の事項を定めること を目的とする。
- 2 国及び樹木採取権者は、相互に協力し、本協定を誠実に実施する。
- 3 本協定において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを 除き、**別紙1**において定められた意味を有する。
- 4 本協定の別紙及び別紙様式は、いずれも本協定の一部を構成する。
- 5 本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本協定の各条項 の解釈に影響を与えるものではない。

(契約の構成及び適用関係)

- 第2条 本協定は、公募書類等及び申請書類等と一体の契約であり、これらはいずれも本協定の一部を構成する。また、本協定に基づき国と樹木採取権者との間で締結される実施契約その他の契約は、いずれも本協定の一部を構成する。
- 2 前項の各書類間に齟齬又は矛盾がある場合には、実施契約その他の契約、本協定、公募書類等及び申請書類等の順で優先的な効力を有する。ただし、申請書類等の内容が公募書類等に定める水準を超える場合には、その限りにおいて申請書類等が公募書類等に優先するほか、他の条項の特例となる旨を定めた条項については、当該条項が当該他の条項に優先する。
- 3 第1項の各書類の内容に疑義が生じたときは、国及び樹木採取権者の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

(資金調達)

第3条 本事業に要する資金調達は、全て樹木採取権者の責任において行う。

(許認可等及び届出等)

- 第4条 本事業の実施に必要となる法令等に基づく手続のうち、樹木採取権者において実施が必要な手続として**別紙2**に記載されたものについては、樹木採取権者がその責任及び費用負担により行わなければならない。国において実施が必要な手続として**別紙2**に記載されたものがある場合には、国が当該手続を実施するものとし、当該手続について国が樹木採取権者の協力を求めた場合には、樹木採取権者はこれに応じなければならない。
- 2 樹木採取権者は、前項後段の手続を除き、本事業の実施に必要となる手続に関する責任及び損害を負担しなければならない。なお、前項後段の手続において、

国の責めに帰すべき事由が認められない限り、樹木採取権者は、許認可等の権限 を有する行政機関が行う許認可等(承認、協議その他の行政機関相互間の行為を 含む。)の内容について国に対して異議の申立て、損害賠償請求その他の請求を 行ってはならない。

- 3 樹木採取権者が国に対して要請したときは、国は、樹木採取権者が行う本事業 の実施に必要となる手続について、法令等の範囲内において必要に応じて協力し なければならない。
- 4 樹木採取権者は、本事業の実施に必要な手続に関する書類を作成するほか、提出した書類にあってはその写しを保存し、国の要請があったときは、当該写しを 国に提出しなければならない。

(責任の負担及び本事業の実施)

- 第5条 樹木採取権者は、本協定に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施その他の本事業に関する一切の責任を負う。
- 2 樹木採取権者は、本協定に別段の定めがある場合を除き、樹木採取権者の本事業の実施に関する国による承諾、確認、立会等又は樹木採取権者からの国に対する報告、通知、説明等を理由として、いかなる本協定上の樹木採取権者の責任をも免れず、当該承諾、確認、立会等又は当該報告、通知、説明等を理由として、国は何ら責任を負担しない。
- 3 樹木採取権者は、採取の基準、樹木採取権行使指針及び実施契約の定めるところに従い、法令等及び本協定の各規定を遵守し、申請書類等の内容に適合した本事業を行わなければならない。
- 4 樹木採取権者は、本事業の実施に際し、近接地の所有者その他関係する第三者 がある場合には、当該第三者及び国との間で必要な協議を行い、国有林野事業及 び第三者の権利に配慮するための措置を取らなければならない。

(樹木採取権者による表明及び保証)

- 第6条 樹木採取権者は、本協定を締結する日現在において、国に対して次の各号 の事実を表明し、保証する。
 - (1) 樹木採取権者が個人でない場合、法令に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社その他の法人であること。
 - (2) 樹木採取権者は、本協定を締結し、履行する完全な能力を有し、本協定上の樹木採取権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、樹木採取権者に対して強制執行可能であること。
 - (3) 樹木採取権者が本協定を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び樹木採取権者の定款、取締役会規則等の社内規則上要求されている授権その他一切の手続を履践していること。
 - (4) 樹木採取権者の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な樹木採取 権者の能力又は本協定上の義務を履行するために必要な樹木採取権者の能力に

重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、樹木採取権者に対して係属しておらず、その見込みもないこと。

- (5) 本協定の締結及び本協定に基づく義務の履行は、樹木採取権者に対して適用 されるすべての法令に違反せず、樹木採取権者が当事者であり若しくは樹木採 取権者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は樹木採取権者に適用さ れる判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 樹木採取権者は国有林野管理経営法第8条の22第1項第1号イ、ロ及びホのいずれにも該当せず、その他の樹木採取権に関する法令の規定に違反しないこと。
- (7) 前各号の他、申請書類等において本協定締結日時点における樹木採取権者の 表明保証事項として提案した事項を充足していること。

(契約保証金)

第7条 会計法第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

第2章 樹木採取権の設定

(樹木採取権の設定)

- 第8条 国及び樹木採取権者は、樹木採取権者が、国有林野管理経営法第8条の12 第1項の規定に基づき、樹木採取権設定通知に記載された樹木採取権設定日付け で、樹木採取権の設定を受けたことを確認する。
 - (注) 樹木採取権の移転(一般承継によるものを除く。以下各規定及び別紙1のそれぞれの注において同じ。)を受けた樹木採取権者と運用協定を締結する場合には、「国有林野管理経営法第8条の12第1項の規定に基づき、樹木採取権設定通知に記載された樹木採取権設定日」を「樹木採取権移転日」と、「樹木採取権の設定」を「樹木採取権の移転」とすること。

(権利設定料の納付)

- 第9条 樹木採取権者は、納入告知書に従い、納付期限までに、国に対して、権利 設定料を納付しなければならない。
- 2 国は、国有林野管理経営法施行令第8条に定める場合を除き、理由の如何を問わず前項の権利設定料を返還しない。
- (注) 樹木採取権の移転を受けた樹木採取権者と運用協定を締結する場合には、本 条は削ること。

(公募情報の過誤等)

第10条 国は、公募書類等において国が開示した資料に、本樹木採取区の実態と乖離、齟齬その他情報の過誤等があった場合であっても、これにより樹木採取権者

に発生した費用又は損害については一切責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して権利設定料又は樹木料の返還、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国は、かかる情報の過誤等により本事業の実施に支障が生じた場合であって、樹木採取権者が国に対して書面により要請したときは、本事業が円滑に行われるよう、樹木採取権者と協議の上、合理的範囲で対応に当たる。

第3章 実施契約の締結

(総則)

- 第11条 国及び樹木採取権者は、国有林野管理経営法、これに基づく法令等及び本協定の定めるところに従って、**別紙4**の各期間の範囲内において**別紙4**の各期間の終期と実施契約の終期を一致させ、大要**別紙3**の実施契約をそれぞれ締結する。
- 2 国及び樹木採取権者は、樹木採取権存続期間において、実施契約が締結されて いない期間が生じることのないよう、誠実に実施契約の締結に係る手続を行う。

(実施契約の締結期間外の事業の禁止)

第12条 樹木採取権者は、樹木採取権存続期間においても、国と樹木採取権者との間で実施契約が締結されていない期間において事業を行ってはならない。

(採取禁止樹木)

- 第13条 樹木採取権者は、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地 に植栽された樹木を採取することができない。
- 2 樹木採取権者は、倒木、枯死木又は著しく損傷した樹木その他樹木の採取の基準において採取が禁じられた樹木について、樹木採取権を行使してはならない。

(樹木採取区外の樹木の採取の禁止)

第14条 樹木採取権者は、本樹木採取区以外の場所で樹木採取権に基づく樹木の採取を行うことはできない。

(収穫調査済みの伐区の通知)

第15条 国は、本協定の締結時点において、本協定及び実施契約に定めるところによらずに国において収穫調査を実施済みである伐区について、本協定の締結と同時又は締結後直ちに、当該収穫調査結果、当該収穫調査結果に係る伐区及び採取箇所の位置を示した図面並びに区域標示に係る事項を、別紙様式第1号により樹木採取権者に通知する。

(上限採取面積及び最低採取面積)

- 第16条 総計上限採取面積、単年度上限採取面積及び総計最低採取面積は、採取の 基準に定められた算出方法により算出される。この算出方法は、変更することが できない。
- 2 当初の総計上限採取面積、単年度上限採取面積及び総計最低採取面積は、採取の基準に定められた面積とする。
- 3 国は、総計上限採取面積、単年度上限採取面積又は総計最低採取面積を採取の 基準の定めるところにより変更したときは、樹木採取権者に変更後の総計上限採 取面積、単年度上限採取面積又は総計最低採取面積を**別紙様式第2号**により通知 する。この場合において、総計上限採取面積、単年度上限採取面積又は総計最低 採取面積は、それぞれ直近に通知された面積とする。

(実施契約の締結―計画等)

- 第17条 樹木採取権者は、直前の実施契約の契約期間の満了日の●か月前までに (樹木採取権の設定後最初の実施契約の締結の場合は、本協定締結後速やか
 - に)、**別紙様式第3号**により次の各号の書面を国に対して提出する。ただし、第3号の実行計画案については、あらかじめ当該実行計画案に係る国有林野を管轄する森林管理署長に**別紙様式第4号**により確認を依頼し、**別紙様式第5号**によりその確認を受けた上で提出しなければならない。
 - (1) 実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案
 - (2) 実施契約の契約期間に係る施業計画案
 - (3) 実施契約の契約期間の初年度の実行計画案
 - (4) 実施契約の契約期間に係る安定取引協定書の写し
 - (5) 実施契約の契約期間に係る木材取引計画案及び同計画案に関係する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者の誓約書
 - (注) ●の部分には、10と記入することを原則としつつ、収穫調査の実施や植栽等に係る計画の調整に要する期間を勘案して数字を記入する。また、樹木採取権の移転を受けた樹木採取権者と運用協定を締結する場合には、「設定」を「移転」とすること。
- 2 前項第2号の施業計画案は、**別紙様式第6号**により作成する。
- 3 第1項第3号の実行計画案は、**別紙様式第7号**により作成する。この場合において、樹木採取権者は、伐区内の第13条(採取禁止樹木)の樹木以外の樹木を当該実行計画案に記載された採取方法に応じて全て採取することを前提として作成しなければならず、次の各号に掲げる伐区をそれぞれ区分して明記しなければならない。
 - (1) 当該実行計画案に記載された採取開始予定時期において採取期間が満了して いないもの

- (2) 当該実行計画案に記載された採取開始予定時期において採取期間が満了したもので樹木採取権者が採取対象木を採取しなかったことにより採取対象木が残存しているもの(搬出期間内であるものに限る。)
- (3) 以前に収穫調査が行われ、当該実行計画案に記載された採取開始予定時期に おいて当該収穫調査結果の有効期間内のもの(第1号、第2号及び第5号を除 く。)
- (4) 以前に収穫調査(第15条(収穫調査済みの箇所の通知)に規定する収穫調査を除く。次号において同じ。)が行われ、国から樹木料の提示を受けたが、事業を行う伐区として選択しなかったもので、当該実行計画案に記載された採取開始予定時期において当該収穫調査結果の有効期間外のもの(次号及び当該樹木料の提示(同一伐区における初回のものに限る。)から当該実行計画案に記載された採取開始予定時期までの期間が1年以内のものを除く。)
- (5) 以前に収穫調査が行われた伐区の全部又は一部を含む新たな伐区(以前に収穫調査が行われた伐区と同一であるものを除く。)であるもの
- (6) その他のもの
- 4 第1項第5号の木材取引計画案及び同計画案に関係する木材利用事業者等、木 材製品利用事業者等及びその他の事業者の誓約書は、**別紙様式第8号**により作成 する。
- 5 第1項第3号の実行計画案中第3項第6号に係る伐区の全部又は一部において、国が伐区の位置及び面積の修正、伐区の区域標示並びに伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認を行う旨の記載があったときは、国は、当該伐区について、提出された実行計画案に基づき区域標示の円滑な実施を確保する観点から、必要に応じて実行計画図案における伐区及び採取箇所の位置を修正するとともに、修正した伐区及び採取箇所の位置に対応するよう実行計画台帳案における伐区面積、採取箇所面積並びに当該伐区以外も含めた伐区面積及び採取箇所面積の計を修正する。この場合において、樹木採取権者は、修正された実行計画案(当該実行計画案中前段による修正に係る部分に限る。)について、異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国は樹木採取権者からの質問等に対して真摯に対応する。
- 6 第1項第3号の実行計画案に、第3項第3号の伐区が含まれるときは、樹木採取権者は、当該伐区の区域標示に従う旨の同意書を**別紙様式第9号**により、国に対して、第1項の提出に合わせて提出しなければならない。この同意書を提出したときは、樹木採取権者は、当該伐区及び採取箇所の位置、面積及び区域標示並びに当該収穫調査結果について、異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国は樹木採取権者からの質問等に対して真摯に対応する。
- 7 実施契約の規定に基づき樹木料が納付された伐区の位置及び面積は、当該伐区 に係る搬出期間の満了時まで変更することができず、当該伐区に係る搬出期間の 満了時まで、当該伐区の全部又は一部を新たな伐区に含めることができない。

- 8 採取対象木が伐区のうちの一部である場合であって、当該樹木に係る樹木料が 国に納付されたときは、当該伐区のうち採取対象木以外の樹木については、当該 伐区に係る搬出期間が満了してからでなければ、実行計画案に計上することがで きない。
- 9 樹木採取権者は、第1項第3号の実行計画案について、実施契約の初年度又は 最終年度の期間が1年に満たないときその他の国が認めるときは、複数年度分を 一括して提出することができる。

(実施契約の締結―国による確認)

- 第18条 国は、樹木採取権者から提出を受けた前条(実施契約の締結―計画等)第 1項第1号の実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案の内容について、 樹木採取権行使指針及び事業の基本的な方針に適合することを確認し、適合する 場合には、当該実施契約の契約期間に係る事業の基本的な方針案を承認する。
- 2 国は、樹木採取権者から提出を受けた前条(実施契約の締結―計画等)第1項 第2号の施業計画案の内容について、実施契約の契約期間に係る事業の基本的な 方針案、採取の基準、地域管理経営計画、申請書類等及び**別紙5**の第2の4に適 合していることを確認し、適合する場合には承認する。この場合において、当該 施業計画案に係る地域管理経営計画の策定又は変更が新たに締結しようとする実 施契約の契約期間中に行われる場合(当該実施契約の契約期間の開始と同時又は 同日に行われる場合を含む。)には、「地域管理経営計画」は「地域管理経営計 画の案」とする。
- 3 国は、樹木採取権者から提出を受けた前条(実施契約の締結一計画等)第1項 第3号の実行計画案の内容について採取の基準、施業計画案その他の実施契約案 の内容、別紙5の第2の4、本協定第4章(搬出期間)及び前条(実施契約の締 結一計画等)第7項及び第8項の規定に適合していること、当該実行計画案に係 る伐区の周辺において行われる国有林野事業の実行との関係上問題がないこと、 前条(実施契約の締結一計画等)第3項の区分明記に問題がないこと並びに実行 計画案中造林事業請負契約締結希望時期及び造林事業請負契約完了見込み時期に ついて当該造林事業が実行可能な見込みであることを確認し、問題がない場合に は当該実行計画案を承認する。当該承認を行ったときは、国は、樹木採取権者に 別紙様式第10号により通知する。この場合において、本項に基づく国の通知後 は、樹木採取権者は、実行計画の内容について異議の申立て及び損害賠償請求そ の他の請求を行ってはならない。
- 4 国は、樹木採取権者から提出を受けた前条(実施契約の締結一計画等)第1項 第4号の協定書の内容及び第5号の木材取引計画案の内容について、実施契約の 契約期間に係る事業の基本的な方針案に適合していること、申請書類等の内容に 即していること、審査基準等通知第1(1)ウの基準を満たしていること及び施 業計画案に明らかに矛盾してはいないことを確認し、問題がない場合には承認す る。

- 5 前4項の承認がいずれもなされたときは、国は、原則として実施契約書案に記載の施業計画と施業実施計画の案を整合するよう調整した上で、国有林野管理経営規程第6条に定める施業実施計画の策定又は変更の手続を行う。この場合において、国は**別紙様式第11号**により実施契約書を樹木採取権者に送付し、国及び樹木採取権者は、原則として地域管理経営計画及び施業実施計画の策定又は変更に合わせて、実施契約を締結する。
- 6 国は、第1項から第4項までの承認を行わない場合には、当該承認を行わない 理由について樹木採取権者に**別紙様式第12号**により通知し、樹木採取権者は該当 する書面の内容を修正し国に再提出する。この場合における国の承認は、第1項 から第4項までに定めるところによる。

(実施契約の締結手続における責任等)

第19条 前条(実施契約の締結―国による確認)の手続において、実施契約締結の 不能又は遅延が生じた場合であっても、国は、これにより樹木採取権者に発生し た費用又は損害については一切責任を負わず、樹木採取権者は、国に対して権利 設定料又は樹木料の返還、損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただ し、国の責めに帰すべき事由又は不可抗力により、別紙4の各期間の開始日より 実施契約の締結が遅延した場合には、国は、採取の基準に定めるところにより、 遅延に応じて当該実施契約の総計上限採取面積、単年度上限採取面積及び総計最 低採取面積を再計算する。

(樹木採取権者による伐区の現地表示)

第20条 樹木採取権者は、第18条(実施契約の締結―国による確認)第3項により 実行計画案の承認を受けたときは、第17条(実施契約の締結―計画等)第3項第 5号に係る伐区(本協定において準用される場合を含む。)及び同項第6号(本 協定において準用される場合を含む。)に係る伐区(第17条(実施契約の締結― 計画等)第5項(本協定において準用される場合を含む。)に係るものを除 く。)について、当該伐区及び採取箇所の現地表示を行う。この場合において、 当該現地表示は、実行計画に基づき行われるものとし、国が指定する方法により 行われるものとする。

(国が行う収穫調査等)

第21条 国は、実行計画案の承認があったときは、当該実行計画に係る伐区のうち、第17条(実施契約の締結一計画等)第3項第6号(本協定において準用される場合を含む。)に該当するものについて、別紙5の定めるところにより、収穫調査を行う。この場合において、国は、収穫調査結果と実行計画が異なる場合には、実行計画を収穫調査結果と整合するように修正するほか、伐区ごとに別紙5に定める樹木料の算定方法に従い樹木料の額を算定する。

- 2 前項の収穫調査に際して、国及び樹木採取権者は、第5項により決定しようと する伐区及び採取箇所の位置、伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認並びに 当該伐区の区域標示を行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第17条(実施契約の締結―計画等)第5項(本協定において準用される場合を含む。)に基づく伐区及び採取箇所の位置、伐区が区域界の範囲内であるかの現地確認並びに当該伐区の区域標示は、第1項の収穫調査に際して国が行う。
- 4 国は、実行計画に記載された採取予定時期の3か月前から2か月前までの間に、第1項の収穫調査結果及び当該伐区に係る樹木料の額を、当該伐区の図面及び第1項後段により修正した実行計画とともに、樹木採取権者に対し**別紙様式第13号**により提示する。この場合において、国は、収穫調査結果について、特段の事情がない限り、調査データの全て、使用機材等を示す。
- 5 前項の提示に係る伐区及び採取箇所の位置、面積及び区域標示については、前項の提示により決定される。
- 6 本条の収穫調査に要する費用は第2項及び第3項に係るものも含め、国が行う 調査に係る費用は国が負担する。

(樹木採取権者が行う収穫調査等)

- 第22条 樹木採取権者は、実行計画案の承認があったときは、当該実行計画に係る 伐区のうち、第17条(実施契約の締結─計画等)第3項第4号又は第5号(いず れも本協定において準用される場合を含む。)に該当するものについて、その費 用負担により指定調査機関に委託して収穫調査を行う。この場合において、樹木 採取権者は、当該委託に係る契約締結後に遅滞なく国に当該契約に係る契約書の 写しを提出するとともに、当該収穫調査結果を、実行計画に記載された採取予定 時期の●か月前までに、国に対して報告する。
- (注) ●の部分には、報告を受けた収穫調査の内容の確認、樹木料の算定に要する期間を勘案して、数字を記入すること。
- 2 前項の収穫調査に際して、国及び樹木採取権者は、次項で引用される前条(国 が行う収穫調査等)第5項により決定しようとする伐区及び採取箇所の位置、伐 区が区域界の範囲内であるかの現地確認並びに当該伐区の区域標示を行う。な お、国が行う確認に係る費用は、国が負担する。
- 3 国は、第1項により樹木採取権者から報告を受けた収穫調査結果を審査し適正 であると認めるときは、前条(国が行う収穫調査等)第1項後段、第4項及び第 5項の定めるところにより、樹木採取権者に樹木料の額を提示する。
- 4 前項の審査の結果、当該収穫調査結果が適正であると国が認めないときであって樹木採取権者が樹木の採取を希望するときは、樹木採取権者は、その費用負担により、指定調査機関に委託して再調査を行い、その結果を国に報告する。この場合における国による再審査及び提示については、前項及びこの項の定めるところによる。

- 5 第1項の収穫調査、前項の再調査並びに第3項及び前項の収穫調査結果の審査 については、国有林野産物収穫調査規程準則の運用について(昭和61年10月4日付 け林国〇第〇号林野庁長官通知)の別紙の第3の定めるところによるものとし、 極印の押印は、国の職員が行う。
- 6 樹木採取権者が指定調査機関と締結する委託契約には、調査対象の伐区に係る 実行計画に記載された以下の(1)から(6)までの事項を含まなければならない。
 - (1) 樹木採取区の名称、森林管理署名、区域番号、国有林名、林班、小班
 - (2) 調査対象の伐区を示す図面
 - (3) 調査対象となる伐区及び採取箇所の面積
 - (4) 採取方法
 - (5) 伐採率
 - (6) 前項に定める調査方法
- 7 第1項の収穫調査及び第4項の再調査について、指定調査機関への委託ができないときその他のやむを得ない事由により樹木採取権者が収穫調査を行うことが困難なときは、国と樹木採取権者が協議し、国が当該収穫調査を行うことができる。
- 8 前項の国による収穫調査については、前条(国が行う収穫調査等)第1項、第 2項、第4項及び第5項の定めるところによるものとする。この場合において、 同条(国が行う収穫調査等)第2項に係る費用については、国が行うものに係る 費用は、国が負担する。
- 9 樹木採取権者は、第7項の国による収穫調査に要した費用について、国が決定した額を国の定める期限までに国に納付しなければならない。

(収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示)

第23条 国は、実行計画案の承認があったときは、当該実行計画に係る伐区のうち、第17条(実施契約の締結一計画等)第3項第3号(本協定において準用される場合を含む。)に該当するものについて、実行計画に記載された採取予定時期の3か月前から2か月前までの間に、当該伐区に係る樹木料の額を、樹木採取権者に対し別紙様式第13号により提示する。

(異議の申立ての禁止)

第24条 樹木採取権者は、前3条の提示において提示された事項について異議の申立て及び損害賠償請求その他の請求を行ってはならない。ただし、国は樹木採取権者からの質問等に対して真摯に対応する。

(伐区の選択)

第25条 樹木採取権者は、第21条(国が行う収穫調査等)から第23条(収穫調査不要の場合の樹木料の額の提示)までの提示を踏まえ、採取を行う伐区を選択し、

実行計画に記載された採取予定時期の●日前までに、選択した結果を国に対し**別 紙様式第14号**により通知する。

(注) ●の部分には、実施契約に基づく樹木料の確定通知及び納入告知書の発出に要する期間を勘案して、数字を記入すること。

(樹木の採取の禁止)

第26条 樹木採取権者は、本樹木採取区において、実施契約を締結後、樹木を採取 しようとする年度に係る実行計画に計上された伐区に係る採取対象木であって、 当該採取対象木に係る伐区について実施契約で定める樹木料納付済届が国に提出 されたもの以外の樹木を採取してはならない。

(樹木採取権者の帰責事由による実施契約の不締結)

第27条 本協定の他の規定にかかわらず、国は、樹木採取権者に本協定又は実施契約の重大な違反がある場合には、樹木採取権者と実施契約を締結しない。

第4章 搬出期間

(搬出期間)

- 第28条 国は、樹木料の確定通知において、当該樹木料に係る伐区ごとの搬出期間 を通知する。
- 2 前項の搬出期間は、樹木料の納付の日から3年以内で国が指定した日までとする。
- 3 国は、搬出期間について3年より短い期間を指定するときは、その理由を明らかにする。
- 4 樹木採取権者は、搬出期間内に樹木採取権の行使により樹木採取権者に所有権 が移転した樹木を全て搬出しなければならない。
- 5 樹木採取権者は、樹木採取権の行使により樹木採取権者に所有権が移転した樹木で搬出未済のものを第三者に譲渡しようとするときは、当該樹木について樹木採取権者が国に対して有する権利義務は、譲受人が承継する旨を記載した書面を譲受人と連署して国に届け出なければならない。この場合において、樹木採取権者は、譲受人と連帯して本協定に定める義務を負う。
- 6 前項の届出がないときは、その譲渡をもって、国に対抗することができない。
- 7 樹木採取権者は、伐区に係る樹木の搬出を終えたときは、遅滞なく、**別紙様式 第15号**により、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署長を通じて国に対して当 該伐区に係る搬出済届を提出する。
- 8 樹木採取権者が搬出済届を提出した又は搬出期間が満了した伐区に係る樹木であって、搬出されていないものの所有権は、国に帰属する。
- 9 国は、樹木採取権者により搬出済届が提出されたとき又は搬出期間が満了したときは、当該伐区の所在地を管轄する森林管理署の職員に、当該伐区及び搬出に

利用した伐区外の搬出路等の検査を行わせる。この場合において、樹木採取権者は、国、森林管理署長又は検査を行う森林管理署の職員から検査への立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(搬出期間の延長)

- 第29条 樹木採取権者は、搬出期間満了後に樹木を搬出することを希望するときは、 搬出期間の満了日までに、**別紙様式第16号**により搬出期間の延長を申請することが できる。この場合において、搬出期間は、国が当該申請を**別紙様式第17号**により承 認し、第3項の延期料が納付された場合に限り、延長される。ただし、不可抗力そ の他のやむを得ない事由により、搬出期間の満了日までに本文の申請が行えないと きは、搬出期間の満了日後であっても本文の申請を行うことができる。
- 2 前項の搬出期間の延長期間は、通じて1年間を超えることができない。また、 樹木採取権の消滅後3年を超えて延長することができない。
- 3 樹木採取権者は、第1項の承認があったときは、搬出期間を延長する日数1日に つき、当該伐区に係る樹木料の1000分の1に相当する金額の延期料を納入告知書 の定めるところにより国に納付しなければならない。
- 4 前項の納入告知書に定められた期日までに延期料が納付されないときは、国は 第1項の承認を取り消すことができる。
- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、実施契約の規定に基づき採取期間が延長される場合であって、搬出期間が採取期間に満たないときは、延長された採取期間まで搬出期間も延長される。この場合においては、樹木採取権者は、第3項の延期料を納付することを要しない。
- 6 第1項から前項までの規定にかかわらず、不可抗力その他のやむを得ない事由により樹木の搬出が行えない期間があった場合で樹木採取権者が遅滞なく当該事由を申し出て国の承認を受けたとき、国有林野管理経営法第8条の13第2項に基づき事業開始期間延長の認可があったとき又は同条第3項に基づき事業の休止が認可されたときには、当該期間の分搬出期間が延長される。この場合においては、樹木採取権者は第3項の延期料を納付することを要しない。
- 7 国は、国有林野の管理経営上特別の必要があるときは、前条(搬出期間)及び 第1項から第6項までの規定にかかわらず、搬出期間を延長することができる。 この場合において、樹木採取権者は、第3項の延期料を納付することを要しな い。
- 8 搬出期間の延長の申請の有無にかかわらず、国は、本協定又は実施契約で別途定める場合を除き、当該樹木に係る樹木料を返還する義務を負わない。

(支障木の伐採等)

第30条 樹木採取権者は、支障木が樹木採取区外の樹木又は国有林野管理経営法第 8条の5第2項の樹木であるときは、あらかじめ当該支障木の伐採について森林 管理署長の承認を受けた上で、別途、売買契約を森林管理署長と締結し、売買代金を納付することにより当該支障木を伐採することができる。

- 2 第12条(実施契約の締結期間外の事業の禁止)、第13条(採取禁止樹木)、第 26条(樹木の採取の禁止)及び実施契約の規定にかかわらず、樹木採取権者は、 支障木が、樹木採取区内の樹木(前項の樹木を除く。)であるときは、あらかじ め国の承認を受けた上で国に当該支障木に係る樹木料を納付することにより、当 該支障木を採取することができる。この場合において、当該支障木の採取期間及 び搬出期間は、前2条及び実施契約の規定にかかわらず、国が定める。
- 3 実施契約の規定にかかわらず、樹木採取区の内外を問わず、前2項の売買代金 又は樹木料については、森林管理局長が定める立木価格評定要領により算出され た額とする。

第5章 次期実施契約での対応事項

(採取未了樹木の取扱い)

- 第31条 樹木採取権者は、次期実施契約において採取未了樹木の全部又は一部の採取を希望するときは、実施契約の契約期間の満了日の●か月前までに、採取を希望する採取未了樹木の所在する伐区の面積及び搬出期間の満了日を国に報告するとともに、当該伐区を含むよう修正した次期実施契約の施業計画案を**別紙様式第18号**により国に提出して、その承認を受けることができる。
 - (注) ●には原則として1と記入する
- 2 前項の規定にかかわらず、不可抗力その他のやむを得ない事由により、前項の 期限までに前項の報告及び提出ができないときは、前項の期限を経過した後であ っても当該報告及び提出を行うことができる。
- 3 第1項の承認については、第18条(実施契約の締結―国による確認)第2項の 規定を適用する。この場合において、「前条(実施契約の締結―計画等)第1項 第2号」は、「第31条(採取未了樹木の取扱い)第1項」とする。
- 4 第1項から第3項までの場合において、国及び樹木採取権者は、速やかに施業計画案の提出及び承認を行うよう努めるとともに、第1項による採取未了樹木の計上前の第18条(実施契約の締結―国による確認)第2項の承認を受けた施業計画案に基づいて次期実施契約を締結することができる。
- 5 国及び樹木採取権者は、第1項の承認を受けた施業計画案を施業計画として、 次期実施契約を締結又は変更し、当該締結又は変更する次期実施契約において採 取未了樹木の採取期間を搬出期間の満了日までとすることを約定する。この場合 において、実施契約の変更は、実施契約の定めるところにより変更契約を締結す ることで行う。なお、この場合においても、第12条(実施契約の締結期間外の事 業の禁止)の規定が適用される。
- 6 樹木採取権者は、次期実施契約の契約期間の初年度に第1項の伐区の全部又は 一部において樹木を採取することを希望するときは、実施契約の契約期間の満了

日の1か月前までに当該伐区を含むよう修正した実行計画案を国に提出して、その承認を受けることができる。

- 7 前項の提出及び承認については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第3項中「第18条(実施契約の締結―国による確認)第2項」とあるのは「第18条(実施契約の締結―国による確認)第3項」と、「前条(実施契約の締結―計画等)第1項第2号」とあるのは「前条(実施契約の締結―計画等)第1項第3号」と、「第31条(採取未了樹木の取扱い)第1項」とあるのは「第31条(採取未了樹木の取扱い)第6項」と読み替えるものとする。
- 8 前2項の場合において、国及び樹木採取権者は、速やかに実行計画案の提出及 び承認を行うよう努めるとともに、第6項による修正前の第18条(実施契約の締 結一国による確認)第3項の承認を受けた実行計画案に基づいて次期実施契約を 締結することができる。
- 9 国及び樹木採取権者は、第6項の承認を受けた実行計画案を実行計画として、 次期実施契約を締結又は変更する。この場合において、実施契約の変更は、実施 契約の定めるところにより行う。

(総計最低採取面積不達分の計上)

第32条 ある実施契約の契約期間において、不可抗力その他のやむを得ない事由によらずに総計採取面積が総計最低採取面積を下回ったときは、総計最低採取面積と総計採取面積の差の面積は、第16条(上限採取面積及び最低採取面積)の定めるところにより、次期実施契約の総計最低採取面積に加算される。

第6章 保護義務

(保護義務)

- 第33条 樹木採取権者は、樹木採取区について、下記の保護義務を負う。
 - (1) 国有林野管理経営法第8条の24において準用される同法第13条各号に掲げる 事項
 - (2) 国有林野管理経営法施行規則第28条の17において準用される同令第17条及び 第33条の事項

第7章 国有林野の使用

(国有林野の使用の承認)

第34条 樹木採取権者は、樹木の採取、加工又は運搬、小屋掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のため、国有林野の使用をしようとするときは、別紙様式第19号により申請書を提出し、国の承認を得なければならない。ただし、搬出期間内の樹木の採取、加工又は運搬、当該樹木の採取、加工又は運搬のための小屋

- 掛け、通路の開設その他施設及び器具の設置のために樹木料の確定通知の範囲内で国有林野の使用をするときは、本文の承認があったものとみなす。
- 2 国は、前項の申請に係る国有林野の使用が樹木採取権の権利内容の達成のため に必要な範囲内であって、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に 支障がないと認めるときは、前項の承認を行う。
- 3 第1項の承認があったときは、樹木採取権者は、承認を得た範囲内で国有林野の使用をすることができる。この場合において、樹木採取権者は、**別紙6**に掲げる遵守事項を遵守しなければならない。
- 4 樹木採取権者は、国の指定する期間内に、国有林野に設置した施設、器具等を収去し使用又は利用した国有林野を原状に回復させなければならない。ただし、国及び樹木採取権者の間で特別の定めをしたとき又は国の承認を受けたときは、当該特別の定め又は承認の定めるところによる。
- 5 前項の国の指定する期間は、第1項ただし書の場合においては、搬出期間とする。
- 6 第4項の国の指定する期間内に収去の終わらない施設、器具等の所有権は、国 に帰属する。

(林道等の利用に係る協力義務等)

- 第35条 樹木採取権者は、本事業の実施のため林道等を利用する場合には、当該林 道等を利用する他の事業者等と調整を図った上で利用しなければならない。
- 2 樹木採取権者は、本事業の実施のため、林道等を通行止めにしてはならない。
- 3 樹木採取権者は、林道等を利用する車両に対し通行を確保するとともに、標識 類又は防護柵の設置、誘導員の配置等、適切な安全措置を講じなければならな い。
- 4 樹木採取権者は、樹木の搬出等により林道等に損害を与えたときは、その責任 及び負担により修繕を行わなければならない。
- 5 林道等の除雪は、樹木採取権者がその責任及び費用負担により行い、国は一切 責任を負わない。
- 6 国は、樹木採取権者及び他の事業者等の林道等の利用が円滑に行われるよう、 樹木採取権者による施業計画案及び実行計画案の提出の際その他適切な時期に、 樹木採取権者に対して、本樹木採取区及び近隣の国有林野における国有林野事業 の予定に係る情報を提供する。

(既設林道等の維持及び修繕)

第36条 既設の林道等の維持及び修繕は、国がその負担で行う。ただし、樹木採取権者による林道等の損傷の修繕については、樹木採取権者がその負担で行わなければならない。

(樹木採取権者による路網等の新設)

- 第37条 樹木採取権者は、本樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために、森林作業道規格を超えるトラック道、大規模な土場等(以下「路網等」という。)の国有林野内における新設を自らの負担で希望するときは、国に対し、設計図書、仕様書の案等の国が指示する書類からなる路網等新設計画を提出し、国の承認を得なければならない。
- 2 国は、前項の路網等新設計画が、林道規程及び林道技術基準に適合しており、 当該計画に係る設計規模等が適切であり、かつ当該路網等が新設された場合に国 有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障がないと認めるときは、 前項の承認を行う。
- 3 樹木採取権者は、第1項の承認を得た範囲内で国有林野の使用をすることができる。この場合において、国と樹木採取権者は、当該路網等の新設に関する大要 別紙7の協定を締結しなければならない。

(樹木採取権者による既設林道等の改良)

- 第38条 樹木採取権者は、本樹木採取区内の樹木の採取及び搬出のために、自らの 負担により既設の林道等の改良を希望するときは、国に対し、設計図書、仕様書 の案等の国が指示する書類からなる林道等改良計画を提出し、国の承認を得なけ ればならない。
- 2 国は、前項の林道等改良計画が、林道規程及び林道技術基準に適合しており、 当該計画に係る設計規模等が適切であり、かつ当該改良を行ったとしても国有林 野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障がないと認めるときは、前項 の承認を行う。
- 3 樹木採取権者は、第1項の承認を得た範囲内で国有林野の使用をすることができる。この場合において、国と樹木採取権者は、当該改良に関する大要**別紙8**の協定を締結しなければならない。

(公益目的等による樹木採取区内の行為の実施に関する受忍義務)

- 第39条 公用、公共の用又は公益事業の用に供するためその他のやむを得ない事由により、本樹木採取区内の樹木の伐採、林道等の開設その他の本樹木採取区内の国有林野(樹木を含む。以下本条において同じ。)における行為の実施(国有林野の使用を含む。)が必要であると国が認めるときは、当該行為の実施につき国、樹木採取権者及び必要に応じて公益事業者等との間で協議しなければならず、樹木採取権者は、当該協議に応じなければならない。ただし、緊急に当該行為を実施する必要があると国が認めるときは、樹木採取権者に当該行為が実施されることを国が事前に通知することで足りる。
- 2 前項の協議により、当該行為につき、樹木採取権者が関連する業務を受託し又は請け負った場合を除き、樹木採取権者は、国又は公益事業者等が当該行為を実施することを受忍しなければならない。この場合において、当該行為の実施のた